

令和5年第1回板倉町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1日 5月10日（水曜日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会（午前 9時20分）	5
○町長挨拶	5
○臨時議長の紹介	7
○開会の宣告	8
○仮議席の指定	8
○議長選挙	8
○動議の提出	8
○日程の追加	9
○議長選挙に関する立候補の挨拶及び所信表明について	9
○議席の指定	12
○会議録署名議員の指名	13
○会期の決定	13
○副議長選挙	13
○会期の延長について	15
○延会の宣告	16
延 会（午前11時27分）	16

第13日 5月22日（月曜日）

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	18
○欠席議員	18
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	18

○職務のため出席した者の職氏名	1 8
開 議 （午前 9時00分）	2 0
○開議の宣告	2 0
○諸般の報告	2 0
○荒井英世議員、青木秀夫議員、須藤稔議員に対する懲罰動議の件	2 0
○懲罰特別委員の選任	3 7
○荒井英世議員、青木秀夫議員、須藤稔議員に対する懲罰動議の件	3 7
○日程の追加	3 9
○議長再選挙	4 0
○日程の追加	4 2
○議席の一部変更の件	4 2
○日程の追加	4 2
○副議長辞職の件	4 2
○日程の追加	4 3
○副議長選挙	4 4
○総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任	4 5
○常任委員長及び副委員長の選任	4 6
○予算決算常任委員の選任	4 6
○予算決算常任委員長及び副委員長の選任	4 7
○議会運営委員の選任	4 7
○議会運営委員長及び副委員長の選任	4 7
○邑楽館林医療企業団議会議員の選挙	4 7
○館林衛生施設組合議会議員の選挙	4 7
○館林地区消防組合議会議員の選挙	4 7
○群馬東部水道企業団議会議員の選挙	4 8
○諸般の報告	4 9
○同意第1号 板倉町固定資産評価員の選任について	5 0
○承認第2号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部を改正する条例）	5 1
○承認第3号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	5 2
○会議時間の延長について	5 3
○承認第4号 専決処分事項の承認について（令和5年度板倉町一般会計補正予算（第1号））	5 3
○承認第5号 専決処分事項の承認について（令和5年度板倉町一般会計補正予算（第2号））	5 3
○閉会中の継続調査、審査について	5 5

○町長挨拶	5 5
○閉会の宣告	5 7
閉 会 (午後 5時06分)	5 7

5 月 臨 時 町 議 会

(第 1 日)

板倉町告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和5年第1回板倉町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年5月2日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 令和5年5月10日（水）
2. 場 所 板倉町役場 議場
3. 付議事件
 - (1) 議長選挙
 - (2) 副議長選挙
 - (3) 総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任
 - (4) 予算決算常任委員の選任
 - (5) 議会運営委員の選任
 - (6) 邑楽館林医療企業団議会議員の選挙
 - (7) 館林衛生施設組合議会議員の選挙
 - (8) 館林地区消防組合議会議員の選挙
 - (9) 群馬東部水道企業団議会議員の選挙
 - (10) 板倉町固定資産評価員の選任について
 - (11) 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部を改正する条例）
 - (12) 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - (13) 専決処分事項の承認について（令和5年度板倉町一般会計補正予算（第1号））
 - (14) 専決処分事項の承認について（令和5年度板倉町一般会計補正予算（第2号））

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	須 藤	稔	議 員	2 番	藪 之 本	佳 奈 子	議 員
3 番	尾 澤	将 樹	議 員	4 番	青 木	文 雄	議 員
5 番	小 野 田	富 康	議 員	6 番	小 林	武 雄	議 員
7 番	森 田	義 昭	議 員	8 番	亀 井	伝 吉	議 員
9 番	延 山	宗 一	議 員	1 0 番	市 川	初 江	議 員
1 1 番	青 木	秀 夫	議 員	1 2 番	荒 井	英 世	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和5年第1回板倉町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和5年5月10日（水）午前9時開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙

議事日程（第1号の追加1）

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 副議長選挙
- 日程第 5 総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任
- 日程第 6 予算決算常任委員の選任
- 日程第 7 議会運営委員の選任
- 日程第 8 邑楽館林医療企業団議会議員の選挙
- 日程第 9 館林衛生施設組合議会議員の選挙
- 日程第10 館林地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第11 群馬東部水道企業団議会議員の選挙
- 日程第12 同意第 1号 板倉町固定資産評価員の選任について
- 日程第13 承認第 2号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第14 承認第 3号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第15 承認第 4号 専決処分事項の承認について（令和5年度板倉町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第16 承認第 5号 専決処分事項の承認について（令和5年度板倉町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第17 閉会中の継続調査、審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙

議事日程（第1号の追加1）

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定

日程第 4 副議長選挙

日程第 5 会期の延長について

○出席議員（7名）

1 番	須 藤	稔	議員	2 番	藪 之 本	佳 奈 子	議員
3 番	尾 澤	将 樹	議員	4 番	青 木	文 雄	議員
8 番	亀 井	伝 吉	議員	1 1 番	青 木	秀 夫	議員
1 2 番	荒 井	英 世	議員				

○欠席議員（5名）

5 番	小 野 田	富 康	議員	6 番	小 林	武 雄	議員
7 番	森 田	義 昭	議員	9 番	延 山	宗 一	議員
1 0 番	市 川	初 江	議員				

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原	実	町	長
中 里	重 義	副 町	長
赤 坂	文 弘	教 育	長
小 林	桂 樹	総 務 課	長
伊 藤	良 昭	企 画 財 政 課	長
栗 原	正 明	税 務 課	長
佐 山	秀 喜	住 民 環 境 課	長
新 井	智	福 祉 課	長
玉 水	美 由 紀	健 康 介 護 課	長
橋 本	貴 弘	産 業 振 興 課	長
塩 田	修 一	都 市 建 設 課	長
石 川	由 利 子	会 計 管 理 者	
小 野 寺	雅 明	教 育 委 員 会 長	
橋 本	貴 弘	農 業 委 員 会 長	

○職務のため出席した者の職氏名

荻 野	剛 史	事 務 局 長
小 野 田	裕 之	庶 務 議 事 係 長
本 田	明 子	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 会 (午前 9時20分)

○町長挨拶

○荻野剛史事務局長 皆様、おはようございます。事務局の荻野と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、町議会選挙後初めての議会であります。

なお、ここで連絡いたします。本日5人の議員、市川議員、延山議員、小林議員、森田議員、小野田議員から本日の臨時会に欠席する旨の連絡が来ましたので、報告いたします。

なお、この後の対面式については、5人の欠席がありまして全員そろわないということで、全員そろうまで延期するというような旨の町からのお話ありましたので、延期したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに栗原町長から挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。新人の議員さんには初めての登庁ということで、非公式な登庁は今までに二、三回あったと思うのですが、緊張の中で大変ご苦労さまであります。形上、本日第1回の臨時議会を招集をさせていただきました。新しい、ただいまは4名の方々にちょっとこちらの話をしたわけですが、全体の皆様12名の議員各位には、去る4月23日、町議会議員選挙におきまして見事当選され、新たな決意の下、初登庁をいただきまして、全議員さんにご苦労さまと申し上げるとともに、まずはその鋭意に対して、町民を代表して心からお祝いを申し上げたいと思います。

また、選挙後に際しての事後処理、会計帳簿の提出とかいろんな事務処理も含め、そういったものをされながらの5連休におきましては、今後4年間に向けての自らの公約の実現並びに活発な議員活動を想定し、決意を地固めるための十分な期間としてご利用いただいたことと推察をいたしております。町民の皆様との約束どおり、各自もちろん健康に注意されるのは当たり前のことでありますが、ご活躍に大きく期待をしたいと思います。

思いますと言いつつも、思いましたがで続けます。報告に先ほどいただいたわけですが、ただいま進行のほうからも申し上げましたが、昨夜9時頃、5名の議員さんから欠席の連絡を受け、それとともに報道各社にその配信をお願いしたいとの連絡があり、手配をした旨の話を了解をいたしまして、話を受けましたところでもあります。出発からある意味では、順調な出発を期待をして各自の健康に注意をされながら頑張っていたきたいという冒頭、それに続いてこんなことを申し上げるのは非常に残念であります。出発から不穏な動きになっていることは誠に残念であります。

それはそれとして、世界情勢をちょっと踏まえまして、以下述べたいと思います。ロシアのウクライナ侵略により世界の安全安心が脅かされ、対抗措置、報復措置の応酬が世界的に拡大され、食料、資源、原材料、エネルギー、通過、流通等々が戦利戦略手段として使用され、世界中が大きな影響を受ける中、物価高も止まることなく、いまだにそういった影響も受けつつ終わりの見えない状況であります。

また他方、3年間にわたって驚異的な感染者数と大きな経済損失を伴ったコロナとの闘いに、我が国も含めた先進国であっても医療崩壊を各国が体験し、またまさにパンデミック状況を経験した我が国も経済の立ち直りを優先をさせなければならない時期を今日迎つつあるわけでありまして、まさに昨日から、おとといですか、5月8日から感染症法上の分類、2類から5類への引下げが実施されたことは周知のとおりであ

りました。新たなコロナ対応に踏み出した状況下にございますが、しばらくの間は警戒といわゆる緩めとい
いますか、そういったものを両にらみをしながらの警戒した状況が続くのであろうと我が町は考えておりま
す。

加えて、日本列島最近はCO₂の問題も含め、それが直接関連をしているかどうかは常に学説でも分かれ
るわけでありますが、能登半島において震度6強の大きな災害も発生し、そのたびに自然の脅威とか、ある
いは人災とか、まずは異常気象という表現が使われるわけでありましたが、果たして異常気象なのであるの
でしょうか、頻発に起きる地震は。我々の最近の全て異常気象に責任を押しつける姿勢は反省しなくてよろ
しいのでしょうか、全く責任はないのでしょうか。いわゆる自然との共存感覚に置き直すべき状況にも、人
類も含めて地球は有限であり限りがあり、その中で人間だけが自分の欲望といわゆるしたい放題のことをや
って、その結果自分の首が締まっているという考え方はないのでしょうかというようなことも含めて、1年
に何回か必ず大災害が起こるといことも含め、我々はもちろん当事者の被害者に対して厚くお見舞いを申
し上げますとともに、いわゆるリーダー的立場にある我々がどう考えるか当然考えなければならない、それ
ももしかしたら小さい町の議員であっても必要なことなのかもしれません。

また変わります。少子化問題等々が大きく話題になっております。一説に今すぐ少子化対策に効果的な手
が打てたとしても、効果が出るには50年、それまでは、30年とも言われますが、減り続けるということと言
われております。人口減少に歯止めがかかるには、そんな言われ方もある学説の中、この先日本の発展にど
う対処していくのか、果たして諸悪の根源が人口減少なのか、人口減少による利点はないのか、欠点ばかり
なのか、そもそも人口増加は良なのか、限りある地球にずっと増えなければ人間の幸せはあり得ないという
今の基本的な考え方に対して、我々はそれを肯定するだけなのかということも含め、有限な地球環境資源の
中での成長を続けることは可能なのか、そのことと自治体政策との一体性はどうか、いやが応でも何十
年間は続く減少、縮小社会の中での政治はどうするのか、今までどおりでよいのか。世界で初めて日本の我
々が直面していることでもあり、中国や韓国も間違いなくすぐその状況に入ることでもあろうと思っ
ております。目前の直面する対応策、これもやらなければなりません。もう一方の長期的視野に立った、今
申し上げたような長期的な観点から、我々の考え方は狂っていないのか正しいのかということも含め、一緒
に、時には町の政策を議論しながら、そういったものの意見交換もできればというふうに思います。

町の課題については、既に先般の3月議会においてそれなりに新年度に対する方向性を申し上げ、その対
策、取組もご承認をいただいておりますが、大ざっぱにかいつまんで申し上げますと、当町の課題について
は水害等安全安心対策、水害等ですよ、安全安心対策、ニュータウンの住宅販売、企業誘致、企業販売、土
地販売、東洋大学の撤退問題、農業、商業対策、少子高齢化対策、福祉の充実、道路整備、広域行政連携等
々一つ一つ対処してまいりましたが、引き続き対処してまいるといことでご承認をいただいております。
それについては、また新しい議員さんも含めお考えがありましたら、積極的に私どもと議論をし、取り上げ
ていくべきものは十分吸収して取り上げていくことは当然のことです。遠慮なく申し上げていた
だきたいというふうにも、一緒に考えて議論をしていきたいと思います。

町の課題は、大ざっぱに言うとそんなことでありますが、取りあえず3月定例会で承認もいただいたとい
うことですが、一般会計、特に新議員さんにはなったときから給料も払うのです。いいですか。6月議会ま
でに知らなかったでは済まないですから、知らなかった点は寝ずにでも勉強していただいて、一般会計、特

別会計、財政、主要政策等、全て100%ということは、これは時間がかかることですから、申し上げられませんが、そういった緊張感と、喜びだけでは困りますということも含め、責務が背中に大きく乗っているということを自覚をされているはずでありますから、それを確認するために申し上げるのですが、うちの仕事とか一生懸命やり過ぎても困ります。何を最優先してもらおうかといえば議員活動ですから、それを皆さんがお約束をして自分で手を挙げ信任されたわけです。ということで、ぜひ表現はあまりよくないですけども、何とか議員さん、月給泥棒議員さんなんてよく言葉を耳にしますけれども、そんなやゆをされないように私どももちろん頑張っていますが、ご理解をいただいて全力でお役目を履行していただきたいというふうに思います。

本日は、そういう意味での改選後の出発に当たり、当然議会の構成等々もお願いをいたしますとともに、その後続く、そういったものが済んだ後は同意案件1件及び専決処分の承認案4件について、臨時であります、せっかくお寄りいただいたということを利用していただいて、それらのご承認をご審議いただきたいというふうに思っております。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

先ほど申し上げました、本日5名の欠席の皆さんの原因もまだ十分に理由も聞き及んでおりません。しかし、各人のいわゆる欠席の判こも押した各自の届けも出ておりますので、それは議長もおりませんから、私が預かったということでもありますし、了解をしたということで、そういった中でそういったものに対しては精査ということもありますが、法的な面も含めてこの面も多面的なものから分析をし、早期正常化、どういふ点なのか我々も分かりませんので、町も努力してまいりたいとは思っております。

そういうことで、本日初めての議員さんに対して議会も変わっておりますし、初めての議員さんはそれぞれほとんどの方が初めてだということも思いましたが、約半数が出席されていないということで、ここで1回やってもまたやらなくてはならないということもありますので、正常化なり次第、その事業は第一優先的にやらさせていただくということで、私の判断で今日はその部分は後へ回させていただいたということがあります。ご理解をいただいて、ぜひ順調に議事を進行させていただいて正常化ができますよう、これからお願いを申し上げ冒頭のご挨拶といたします。

以上です。

○荻野剛史事務局長 ありがとうございます。

ここで執行部の方に申し上げます。この後、臨時議会を開会いたしますが、議会構成、人事案件が終了するまで退席のほうをお願いいたします。それでは、一旦退席のほうをお願いいたします。

[執行部退席]

○臨時議長の紹介

○荻野剛史事務局長 それでは、臨時議会に向けて連絡いたします。本日は一般選挙後初めての議会でありますので、地方自治法107条の規定によりまして、議長が選出されるまでの間は、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっておりますので、出席議員の中で青木秀夫議員が年長となりますので、青木議員に臨時議長をお願いいたします。

[年長議員青木秀夫議員、議長席に着く]

○青木秀夫臨時議長 ただいまご紹介いただきました青木でございます。

地方自治法107条の規定により、臨時議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○開会の宣告

- 青木秀夫臨時議長 それでは、ただいまから令和5年第1回板倉町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
-

○仮議席の指定

- 青木秀夫臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。
議事の進行上、仮議席は、ただいまご着席の議席をそのまま指定いたします。
-

○議長選挙

- 青木秀夫臨時議長 日程第2、議長選挙を行います。
選挙は投票で行います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 青木秀夫臨時議長 異議なしと認めます。
議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

- 青木秀夫臨時議長 ただいまの出席議員は7人であります。
初めに、立会人を指名します。

立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、仮議席1番、須藤議員、仮議席2番、尾澤議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

- 青木秀夫臨時議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

- 青木秀夫臨時議長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

- 青木秀夫臨時議長 異状なしと認めます。
これより投票に移ります。
-

○動議の提出

- 青木秀夫臨時議長 須藤議員。

○仮議席1番 須藤 稔議員 立候補者のいない選挙ですと、どなたを投票用紙に記名したらよいのかわかりません。議長を志す方は、挙手して壇上にて所信を述べていただけないでしょうか。ほかの市町村でも見られるように、より開かれた議会にしてみたいと思います。

以上です。

○青木秀夫臨時議長 須藤議員の動議に賛成の方はございますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○青木秀夫臨時議長 賛成者がおりますので、この動議は認められます。本動議に1名以上の賛成がありましたので、動議は成立いたしました。

○日程の追加

○青木秀夫臨時議長 ただいま須藤議員から提出された動議、議長選挙に関する立候補の申出と所信表明をすることについては、日程に追加することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫臨時議長 異議なしと認めます。

○議長選挙に関する立候補の挨拶及び所信表明について

○青木秀夫臨時議長 議長選挙に関する立候補の挨拶及び所信表明についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

須藤議員。

○仮議席1番 須藤 稔議員 今までこのようなことがこの町では見られなかったもので、町民、そして傍聴人もあります。そのような形で開かれた議会ということを我々、私は求めるわけです。いろんな形で試行錯誤でやっておりますが、こうして私も議場に出た限りはやはり自分の思い、そして支援者の思いというものを伝えていきたいと思っております。そのような形でお願いをいたします。

○青木秀夫臨時議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫臨時議長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

初めに、反対の討論から行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫臨時議長 討論なしの声がありました。討論を終結いたします。

これより議長選挙に関する動議に関して採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○青木秀夫臨時議長 起立全員です。

よって、議長選挙に関する動議は可決されました。

ここで暫時休憩します。

休 憩 (午前 9時31分)

再開 (午前 9時42分)

○青木秀夫臨時議長 それでは、再開いたします。

それでは、議長選挙に立候補を申し出る方はございませんか。荒井議員、ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫臨時議長 では、立候補者は荒井議員一人と認めます。

それでは、荒井議員に立候補の挨拶と所信表明を5分程度の時間でまとめて表明していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔仮議席9番 荒井英世議員登壇〕

○仮議席9番 荒井英世議員 議長選挙に立候補しました荒井です。よろしく申し上げます。

何か5名の議員の方が突然で欠席ということでもちょっと残念なのですけれども、いずれにしましても、先ほどの動議の説明の中で、今回板倉町議会初めての立候補による議長選挙ということです。選考過程の透明化ということで、開かれた議会に対する一歩前進だと私は思っております。こうした細かいルールにつきましては、後日、議会運営委員会、そういったところを中心に細かく検討すればいいのではないかと考えております。

それで、幾つか立候補に当たりまして所信を述べたいと思います。まず、1点目ですけれども、議員活動の見える化の推進、それから議会改革、それを進めたいと思っております。皆さんご存じのように、議員の役割としまして、執行部の監視、評価だけでなく、政策提言と政策立案があります。特に力を入れたのが政策提言と立案でございます。政策提言、立案の具体的方法ですけれども、まず1つ目ですけれども、町民との対話形式による懇談会、それから報告会、それから各団体、この各団体ですけれども、商工会、農業団体、PTA、いろいろな団体があります。そうした団体との懇談会、そういったものを充実していきたいと思っております。その中で交わされた建設的な意見、あるいは要望を議会全体で協議、検討しまして政策提言、立案をする、つまり議員間の討議、その強化を図るということです。重要な課題に対しまして議員の間で議論を重ね、共通認識を図るということです。

また、一般質問等ありますけれども、一般質問等で町長に対しまして個々の議員から提言がありますけれども、これはあくまでも議員個人の提案の域を出ないと思っております。1人の提言は、なかなか執行部に取り入れられない懸念がありますが、議会全体でしたものについては機関決定、要するに議会の意思としてありますので、検討せざるを得ない、軽視できないということだと思っております。

それで、1人の提言をどのように議会全体の提言とするかですけれども、町政にとって重要と思われるものにつきましては、改めて議員のみ会議があるのですけれども、そういった場を使って協議、検討し、提言できるものは提言するのが必要かと思っております。提言したものにつきましては、執行部では担当課や課長会議、そういったところで検討するでしょうから、その結果を町長から議長へ書面で回答していただく、そういったような方式を、私が議長になった場合は町長にお願いしたいと思っております。

また、直近のことですけれども、各議員とも選挙時に公約を町民に示したと思います。私も12名ですが、その選挙公報をちょっと読みましたけれども、その中の一人一人の公約を見ますと、行政課題の重要な部分、例えば防災、子育て、医療や福祉、住民サポート、道路網の整備など共通しているものがあります。特に共通している公約につきましては、優先順位をつけて議会全体で協議、検討し、政策提言することが必要だと

思っております。それが町民に対しての責任でもあるし、議員活動の見える化にも通じると思っております。ぜひ進めたいと思っております。

以上、まとめますと、首長も議員も町民から直接選ばれているという二元代表制ですか、執行機関と議決機関を実質的に機能させまして、従来の追認機関、それから脱しまして議会の役割と責任を果たすことが今後は必要であると思っております。言わば議会全体が一つのチーム、議会として政策力を向上させ、住民福祉の充実、それから新しい地域づくりを進めること、これが私は大切であると思っております。

それから、早急にやりたいことですけれども、デジタル化の推進があります。これは各議員一人一人にタブレットの導入、これを早急に進めたいと思っております。これはペーパーレス化、あるいは情報伝達の迅速、それから事務の効率化に寄与すると思っておりますので、これは早急に進めたいと思っております。

最後になりますけれども、開かれた議会と信頼される議会をつくるためにも町民との対話を重ね、町民の悩みと声を酌み取りながら議員全員で議論を重ね、調査研究を進めながら町民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指して、皆様とともに努力していきたいと思っておりますので、何とぞご支援のほどお願い申し上げます。

以上で所信表明を終わります。よろしく申し上げます。

○青木秀夫臨時議長 議長立候補者、荒井議員の所信表明が終わりました。

それでは、議長立候補者、荒井議員の所信表明に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫臨時議長 なければ質疑を終了いたします。

○青木秀夫臨時議長 それでは、これより投票に移ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。点呼に応じて、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

これより事務局長に点呼させます。

○荻野剛史事務局長 それでは、3人ずつ投票を行っていただきます。3人ずつお呼びしますので、記載所で記載した後に中央の投票箱に投票をお願いします。

それではまず、須藤議員、尾澤議員、藪之本議員、お願いいたします。

続きまして、青木文雄議員、亀井伝吉議員、荒井議員、よろしくお願いいたします。

それでは最後に、青木秀夫臨時議長の投票をお願いいたします。

事務局のほうで投函させていただきます。

投票は以上になります。

〔投票〕

○青木秀夫臨時議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

1 番、須藤議員、2 番、尾澤議員は立会いをお願いします。

[開 票]

○青木秀夫臨時議長 選挙結果を報告いたします。

投票総数 7 票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 7 票

無効投票 0 票

有効投票中

荒井英世議員 7 票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。

よって、荒井議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○青木秀夫臨時議長 ただいま議長に当選されました荒井議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

荒井議員に議長就任の挨拶を求めます。

荒井議員。

[仮議席9番 荒井英世議員登壇]

○仮議席9番 荒井英世議員 先ほどは議長に選んでいただきまして大変ありがとうございます。先ほどの所信表明で申しましたとおり、開かれた議員、それから信頼される議会を実現すべく努力したいので、皆さんと一緒に協力してやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○青木秀夫臨時議長 ここで議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

暫時休憩します。

休 憩 (午前10時03分)

再 開 (午前10時29分)

[臨時議長、議長と交代]

○荒井英世議長 それでは、再開いたします。

○議席の指定

○荒井英世議長 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と議員の氏名を事務局長より報告させます。

○荻野剛史事務局長 それでは、読み上げます。

議席番号1、須藤稔議員、2、藪之本佳奈子議員、3、尾澤将樹議員、4、青木文雄議員、5、小野田富康議員、6、小林武雄議員、7、森田義昭議員、8、亀井伝吉議員、9、延山宗一議員、10、市川初江議員、11、青木秀夫議員、12、荒井英世議員、以上になります。

○荒井英世議長 ただいま事務局長の報告のとおり議席を指定いたします。

一部議席の入替えをお願いします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時31分)

再 開 (午前10時31分)

○荒井英世議長 再開いたします。

○会議録署名議員の指名

○荒井英世議長 日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

議席1番 須 藤 稔 議員

議席2番 藪之本 佳奈子 議員

を指名いたします。

○会期の決定

○荒井英世議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期につきましては、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と言う人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○副議長選挙

○荒井英世議長 日程第4、副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○荒井英世議長 ただいまの出席議員は7人であります。

初めに、立会人を指名します。

立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、議席1番、須藤稔議員、議席2番、藪之本佳奈子議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○荒井英世議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○荒井英世議長 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。点呼に応じて、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

これより事務局長に点呼させます。

○荻野剛史事務局長 それでは、3名ずつお呼びいたしますので、投票をお願いします。

須藤稔議員、藪之本佳奈子議員、尾澤将樹議員、よろしく願いいたします。

続きまして、青木文雄議員、亀井伝吉議員、青木秀夫議員、よろしく願いいたします。

最後に、荒井議長、よろしく願いいたします。

[投票]

○荒井英世議長 投票が終わりましたが、投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

須藤議員、藪之本議員は立会いをお願いします。

[開票]

○荒井英世議長 それでは、選挙結果を報告いたします。

投票総数 7票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 7票

無効投票 0票

有効投票中

亀井伝吉議員 7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は1.75、2票以上であります。

よって、亀井伝吉議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○荒井英世議長 ただいま副議長に当選されました亀井伝吉議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

亀井議員に副議長就任挨拶を求めます。

[8番 亀井伝吉議員登壇]

○8番 亀井伝吉議員 ただいま副議長の任をいただきました亀井伝吉です。議長の補佐をしっかりやってまいり、議会がスムーズに運営できますように、しっかり頑張ってまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○荒井英世議長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時43分)

再 開 (午前11時24分)

○荒井英世議長 それでは、再開します。

○会期の延長について

○荒井英世議長 お諮りします。委員会構成、それから一部事務組合と構成することはちょっと不可能な状況ですので、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 異議なしと認めまして、これで延会したいと思います。

○11番 青木秀夫議員 めどはいつ頃また再開……

○荒井英世議長 これから執行部のほうと調整取りまして、今の段階ではちょっと未定なのですが、早めに開会したいと思いますけれども。

○11番 青木秀夫議員 5月19日に議員協議会がありますよね。その前ぐらいに再開しようめどにしているわけですか。それと、間もなく6月の議会も来るし、先ほども言ったけれども、一般質問の締切日が12日だとなっているので、そのこともあるから急がないと。

○荒井英世議長 その辺は、ちょっと町のほうと調整取ってみますけれども。

○11番 青木秀夫議員 めどは19日以前ぐらいに、再開のめど。

○荒井英世議長 そうですね。

○11番 青木秀夫議員 手続をしなくては。それだって一応形の上で文書を通知しなくてはならないのでしよう。

○荒井英世議長 ええ。

○11番 青木秀夫議員 延会だから再開の。すぐやらなくては、決めないと時間ないよね。19日前に再開しようとするならば。

○荒井英世議長 そのようにいずれにしても早急に調整を図るしかないのですけれども、5月19日前に早めの段階で調整できればということで、その辺は。

○11番 青木秀夫議員 努力してみてください。

○延会の宣告

○荒井英世議長　これで延会いたします。お疲れさまでした。

延　会　　（午前11時27分）

5 月 臨 時 町 議 会

(第 1 3 日)

令和5年第1回板倉町議会臨時会

議事日程（第2号）

令和5年5月22日（月）午前9時開議

- 日程第 1 荒井英世議員、青木秀夫議員、須藤稔議員に対する懲罰動議の件
- 日程第 2 総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任
- 日程第 3 予算決算常任委員の選任
- 日程第 4 議会運営委員の選任
- 日程第 5 邑楽館林医療企業団議会議員の選挙
- 日程第 6 館林衛生施設組合議会議員の選挙
- 日程第 7 館林地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第 8 群馬東部水道企業団議会議員の選挙
- 日程第 9 同意第 1号 板倉町固定資産評価員の選任について
- 日程第10 承認第 2号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第11 承認第 3号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第12 承認第 4号 専決処分事項の承認について（令和5年度板倉町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第13 承認第 5号 専決処分事項の承認について（令和5年度板倉町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第14 閉会中の継続調査、審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 荒井英世議員、青木秀夫議員、須藤稔議員に対する懲罰動議の件
- 日程第1の2 議長再選挙
 - 議席の一部変更の件
 - 副議長辞職の件
 - 副議長選挙
- 日程第 2 総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任
- 日程第 3 予算決算常任委員の選任
- 日程第 4 議会運営委員の選任
- 日程第 5 邑楽館林医療企業団議会議員の選挙
- 日程第 6 館林衛生施設組合議会議員の選挙
- 日程第 7 館林地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第 8 群馬東部水道企業団議会議員の選挙
- 日程第 9 同意第 1号 板倉町固定資産評価員の選任について
- 日程第10 承認第 2号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部を改正する条例）

- 日程第11 承認第 3号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第12 承認第 4号 専決処分事項の承認について（令和5年度板倉町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第13 承認第 5号 専決処分事項の承認について（令和5年度板倉町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第14 閉会中の継続調査、審査について

○出席議員（12名）

1番	須藤稔	議員	2番	藪之本佳奈子	議員
3番	尾澤将樹	議員	4番	青木文雄	議員
5番	小野田富康	議員	6番	森田義昭	議員
7番	亀井伝吉	議員	8番	荒井英世	議員
9番	延山宗一	議員	10番	市川初江	議員
11番	青木秀夫	議員	12番	小林武雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
中里重義	副町長
赤坂文弘	教育長
小林桂樹	総務課長
伊藤良昭	企画財政課長
栗原正明	税務課長
佐山秀喜	住民環境課長
新井智	福祉課長
玉水美由紀	健康介護課長
橋本貴弘	産業振興課長
塩田修一	都市建設課長
石川由利子	会計管理者
小野寺雅明	教育委員会 事務局 会長
橋本貴弘	農業委員会 事務局 会長

○職務のため出席した者の職氏名

荻野剛史	事務局 長
小野田裕之	庶務議事係 長

本 田 明 子 行政庶務係長兼
議会事務局書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○荒井英世議長 おはようございます。再開いたします。

○諸般の報告

○荒井英世議長 諸般の報告をします。

令和5年5月12日に小林武雄議員ほか4人から、地方自治法第135条第2項の規定により、荒井英世議員、青木秀夫議員、須藤稔議員に対する懲罰動議が提出されております。

○荒井英世議員、青木秀夫議員、須藤稔議員に対する懲罰動議の件

○荒井英世議長 日程第1、荒井英世議員、青木秀夫議員、須藤稔議員に対する懲罰動議の件についてを議題とします。

この件につきましては、私を対象議員となっておりますので、副議長である亀井議員と議長の交代をします。

地方自治法第117条の規定によって、私、荒井英世議員、青木秀夫議員、須藤稔議員の退場を求めます。

[1番 須藤稔議員、11番 青木秀夫議員、12番 荒井英世議員退場]

[議長、副議長と交代]

○亀井伝吉副議長 それでは、発議者からの説明を求めます。

小林議員。

○6番 小林武雄議員 それでは、提案理由を述べていきたいと思っております。議席番号6番、小林でございます。それでは、荒井英世議員、青木秀夫議員、須藤稔議員に対する懲罰動議の提案理由を述べさせていただきます。

提案理由は、地方自治法第118条第1項及び板倉町議会会議規則第59条に違反し、議長の選挙を行ったため、ちなみに板倉町議会会議規則第59条には、選挙及び表決の宣告後は何人も発言を求めることができないと規定しています。にもかかわらず、5月10日の臨時会において議長選挙を投票で行いますと宣告後、動議の発議をお受けして、その後の一連の発言及び進行を進めた3名の議員は、板倉町議会会議規則に違反したことは明白である。

まず最初に、青木秀夫議員は、臨時議長として板倉町議会会議規則第59条の違反を知りつつ、故意に須藤稔議員の発言を許可した。5期という最長議員歴があるにもかかわらず、計画的、意図的に主導した。前日の臨時会開会前から年長者として臨時議長に選出されることを想定し、動議の提出、立候補者の有無等の認識を承知の上、当日、板倉町議会会議規則第59条を無視し、須藤稔議員の動議を取り上げた。前日、議会事務局から違反行為の指摘を受けているにもかかわらず、違反行為を強行した悪質な確信犯的職権悪用行為であります。

次に、荒井英世議員は、議長就任願望から、その目的の達成のため、板倉町議会会議規則第59条違反を承知の上、新議員の願望である開かれた議会実現の約束実施を装い、ルールを後から議論すると自ら論じながら、全く独断で立候補として違反行為を行った。また、荒井議員は、議会事務局長の公職の経験を有してい

ることから、当然会議規則、議会運営についても精通しているものであり、違法を承知の確信犯と断定せざるを得ない。また、前期において議会運営委員長も務めており、議会において新たな慣例をつくる場合は、議員全員で丁寧に議論し、全会一致で行うことも承知していながら、その過程を後回しにした今回の強行は、議会軽視も甚だしい行為である。

次に、須藤議員は、新人議員として議会会議規則等の知識において現職議員より劣ることはやむを得ないが、初議会に挑むに当たり最低限の知識を求めることは当然であります。議会運営は、法令にのっとり議会内民主主義を前提に、議員の権利と義務を求めながら、その活動が保障されている。したがって、有権者の声の実現といえど、手順とルールにのっとり民主的に進めることが地方自治法、板倉町議会会議規則等に定められています。町民の声を実現する熱意は理解できるが、不法な手段での実現は認められない。他の2名の議員と全く同じではないが、今回取られた前代未聞の行動は、会議規則第59条違反であり、新人議員であっても議会の秩序を乱した責任は重く、法令、ルールを知らなかったでは済まされない。

最後に、このような理由から、違反行為を指摘されたにもかかわらず、立候補を想定していない、12名全員が候補者と取れ、立候補制を取っていない。地方自治法を無視し、ましてルールも全くなく、全員の議論もない中で強引に実行し、違法な手続で成立された議長の下での進行は到底認められるものではない。

よって、板倉町会議規則第59条違反が明らかな3名を懲罰の対象とする。この件に関わった7名の前代未聞の行動は、分析するとおそらく他の4名も全く無関係ではないと思うが、会議内で直接の違反があった3人を対象としたものである。

以上でございます。

○亀井伝吉副議長 説明が終わりました。

ここで荒井英世議員、青木秀夫議員、須藤稔議員から本件について一身上の弁明をしたいとの申出があります。

お諮りいたします。これを許可することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○亀井伝吉副議長 異議なしと認めます。

荒井英世議員、青木秀夫議員、須藤稔議員の一身上の弁明を許可します。

初めに、荒井英世議員、入場してください。

[12番 荒井英世議員入場]

○12番 荒井英世議員 弁明ということですが、物事を明確にしたいという意味であえて弁明という言葉を使用したいと思います。了解願います。

懲罰動議の理由を見ますと、地方自治法第118条第1項及び板倉町議会会議規則第59条に違反し、議長の選挙を行ったためとあります。地方自治法第118条は、選挙の方法、指名推選及び投票の効力の意義について、また会議規則第59条は選挙及び表決時の発言制限でありますけれども、選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができないとあり、さらにただし書としまして、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りではないとあります。提出された懲罰動議の理由は、宣告後の動議の発言が会議規則に違反したということでありまして、会議を進行する上での違法性の問題があるかということだと考えます。動議の内容を見ますと、所信表明を含めた立候補による動議であるが、厳密に言えば議長選に出ますという意味

表示をお願いしたいという制度的動議だと考えます。

したがって、会議規則第59条のただし書から、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りではないとあるので、動議の内容はまさに選挙の方法に関してのものであり、規則に違反していないと考えます。

立候補制に関しましては、平成30年4月に衆議院議員櫻井氏より衆議院議長に地方議会の正副議長選挙の立候補制に関する質問主意書が出されています。質問の中身を見ますと、地方議会の手続を透明化するために導入する地方議会が増加していることを踏まえ、地方議会の正副議長選挙において立候補制を採用することは、地方自治法や公職選挙法などの法令に反するのか、政府の見解を示されたいというものであります。それを受けて政府の答弁は、地方自治法第118条第1項指名推選及び投票の効力の意義、これが第1項ですけれども、それにおきまして準用されていないからといって地方公共団体の議会における議長及び副議長の選挙について、立候補する意思のあるものにその旨を議会において表明させることが否定されるものではないと解されると答弁しています。これは時の安倍総理大臣です。つまり否定されるものではないということは可能であるということです。

したがって、今回の動議の内容は、立候補する意思のあるものにその旨を表明させる動議であるので、板倉町議会会議規則第59条中ただし書の部分の選挙の方法についての発言であるので、規則には違反していないと考えます。

また前提として、懲罰事犯は会議規則などに違反し、議会の秩序を乱した議員の言動に対し懲罰を科し、秩序を保持しようとする制裁ですが、当日の流れを見ますと、動議に対して7名の出席議員中、臨時議長を除き全員賛成の下で実施されており、議会の秩序を乱したものとは言えません。また、投票行為についても会議規則に準じて実施されており、選挙に関する疑義は全く生じていないと考えます。

したがって、動議の発議者、小林武雄議員、市川初江議員、延山宗一議員、森田義昭議員、小野田富康議員の5名は、本会議を欠席しているため、議会の秩序を乱していたことを何をもって反対しているか理解に苦しむところであります。

また、懲罰の整理要件として、懲罰の及ぶ場所は本会議や委員会の会議中の言動でありますけれども、本会議を5名は欠席しているのに言動をどのように把握し、認識していたのか、現場にいないのに議会の秩序を乱したと言えるのか、これも理解に苦しむところであります。

また、5名による本会議欠席こそ懲罰に値すると考えます。議員は、町民の代表として本会議に出席し、表決権、賛成、反対です。表決権を行使する権利があります。同時に義務があります。表決権を行使しないことは、町民の負託に応えないことになり、議員としてあるまじき行為であると考えます。本会議でどのような動議が出されようとも、表決権を行使し議論するのが議員としての責務であると考えます。欠席によってこの責務を放棄したことこそ、議員としての責任は重いと考えます。

以上のことから、私、荒井、青木秀夫議員、須藤稔議員に対する懲罰動議につきましては、不当なものであり、到底受け入れられないものであると主張します。

以上です。

○亀井伝吉副議長 弁明が終わりました。

荒井英世議員、退場をお願いいたします。

[12番 荒井英世議員退場]

○亀井伝吉副議長 次に、青木秀夫議員、入場してください。

[11番 青木秀夫議員入場]

○11番 青木秀夫議員 それでは、小林武雄議員発議の懲罰動議に対して弁明する時間をいただいておりますので、その時間を使って弁明させていただきます。20分前後の時間かかるかと思えますけれども、少々我慢していただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

懲罰提案理由として、先ほどの提案者から説明されていましたが、地方自治法118条1項及び板倉町会議規則59条に違反し議長選挙を行ったためにあるということで懲罰動議が出されていますが、この118条のどの部分、あるいはどの文言、また会議規則59条のどの部分、どの文言に違反が当たっているのか具体的に示されていません。この会議規則59条はたった3行、55文字で構成されている条文です。読めば大体普通の人は読めると思えますけれども、あの文を読んで中身の内容を理解できる人はおそらくそうはいないと思えます。おそらく群馬県にもそんなにはいないのではないかなと私は思っております。字面だけを見て、ただ表面の字だけを見て、ただ違反しているということであれば、これは小学生でも理解していると思うのです。そういう理解の下に違反と懲罰まで訴えていることを考えると、もっと慎重に考えていただければと思ったのです。ただ抽象的に違反しているといっても、そこの具体的に違反していると指摘されないと、なかなか反論も弁明もしにくいわけです。そこで、私の主観も含め、また先ほど提案者からの説明も踏まえて、懲罰提案者の意図もよく分からないので、提案者の意図を推測して、先ほどの説明をもっと拡大して推測して反論、弁明を試みたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

提案者は、令和5年5月10日の議長選挙において議長立候補制、その所信表明を行ったことをもって、法令違反している、この行為が懲罰に当たると主張しての提案だと思えます。しかし、この議長立候補制、所信表明は、何も議会を混乱をさせていないと思うのです。法令違反といえますか、先ほど傍聴席の方には配付したのですけれども、ちょっと待ってください。先ほど荒井議員が指摘しました安倍内閣総理大臣の櫻井周衆議院への回答を傍聴席の方には配っておりますけれども、それがここにあります。今事前に配らないと許可しないということなので、ざっと聞いていただければと思えます。この文面に、先ほど荒井議員が指摘しましたが、地方議会の正副議長選挙の立候補制については、平成30年4月13日付の衆議院議員櫻井周さんの地方議会の正副議長選挙の立候補制に関する質問、そういう政府への公式質問が出ています。それに対する答弁としまして、安倍内閣総理大臣の答弁書はここにあります。先ほど荒井議員が示したものと同じです。これ政府の公式見解であります。お尋ねの地方公共団体における議長及び副議長の選挙について立候補する意思のあるものにその旨を議会において表明させることが否定されるものではないと解されるという記述があります。先ほど荒井議長も示したとおりです。これは地方議会の正副議長選挙において立候補制を採用することは、地方自治法や公職選挙法などの法令に反するものか政府見解を示されている櫻井周議員の質問に対して、法令に違反していないという政府見解であります。また、同議員は正副議長選挙において立候補制を導入する地方議会が増加しているとも指摘しております。

この正副議長の立候補制に関する安倍内閣総理大臣の正副議長の立候補制は違法ではないとの政府の公式見解は、多くの関係者に知られているところです。インターネットを開けばトップ記事に掲載されています。ほとんどの人は、関係者は知っていると思えます。懲罰動議提案者もこの資料は当然認識して熟知しているはずで、そして、十二分に理解しているはずで、その十二分に承知しているにもかかわらず、地方議会

議長選挙の立候補制についての動議、その進行、議決が違法であると指摘しているのです。ただの批判とか見解の違いとかという話であれば、これはよく世間では考え方は十人十色ですから、政府見解があろうが何だろうが、それは批判するのも自由だと思うのです。ただ、ここは一応田舎町の板倉町の議会という場での発言、懲罰動議の提案です。重みが違うと思うのです。他者に懲罰を科すべきであると強く主張している行為は、こういう公式な場でこれを公式に提案するという事は極めて珍しいことであると思うのです。

懲罰とは、不正な行為に対して懲らしめて罰を与えるということになっています。辞書にも載っております。懲罰とは、不正な行為に対して懲らしめ罰を与えることというのが懲罰ということですが、5月10日の板倉町議会の議長選挙においては不正はなかった。したがって、罰を与えるような必要もない、そういう現象もなかったはずで、議事の手続、進行も政府の見解どおりとまでいかないかもしれませんが、見解を逸脱しているとは思えない進行だったと思います。したがって、法令違反することもなく、混乱させることもなく平穩に終了している。懲罰の対象になるような事実はなかったと思うのです。

5月10日の法律どおり平穩に議決した議長選挙を、その選挙の場にも出席することもなく、違法である、懲罰に当たると指摘している懲罰動議の発議者こそ懲罰の対象者でないかと思うのです。これは先ほど荒井議員も同様の指摘をしておりますが、まさに私も同感です。5月10日の議会欠席者5名、集団ボイコットです。議会を混乱させていることに当たるのではないのでしょうか。こういうことこそ懲罰に当たると言わねばならないと思います。議会を混乱させ、懲罰の対象となる発議者が他者に懲罰を科すべきと主張しているのは矛盾していると言えない、これはまさにあべこべの滑稽な現状ではないかと思うのです。まず、自分自身に懲罰を科してから発言すべきことだと思います。

5月10日の議長選が新聞各紙に報道されています。その中に所信表明する時間もないままいきなり動議を進めるのは、公平公正さを欠くと述べている議員がいるという記述があります。そうならないように10日の前日の9日に立候補資格者である全議員に立候補制、所信表明した上で議長選挙にしたほうがよいのではないかという動議が出るかもしれないという情報を連絡しておいたほうが全議員に公正公平になるのではないかということで、私が事務局にその旨を連絡してくれるよう伝えました。議会事務局に午前9時に依頼しました。というのは、12名全員の方に同じ情報を共有していただかないと不公平になるのではないかとさきの新聞報道にもあるように、時間の差でいえば9日に聞いたか8日に知ったかの1日違いぐらいの差ですから、それほど時間差はないので、知った事実は不公平感はそんなにないと思うのです。1日あれば立候補の所信表明の準備は、日頃立候補しようとする人なら十分な時間が与えられていると思うので、時間がなかったというのは当たらないと思うのです。

○亀井伝吉副議長 青木議員に申し上げます。

簡潔にまとめていただけますか、時間がちょっと。

○11番 青木秀夫議員 制限時間あるのですか。

○亀井伝吉副議長 制限はありませんけれども、簡潔にお願いいたします。

○11番 青木秀夫議員 それはどういうわけで。

○亀井伝吉副議長 ちょっと10分ぐらいと聞こえたので。

○11番 青木秀夫議員 20分前後と言ったのです。発音が悪かったのでしょうか。20分前後と言ったつもりなのです。

そういうことですので、というのはある議員が議長選挙はどのように行われるのかと問われたので、今までの手順、方法を伝えたところ、立候補制、所信表明を聞かないと、誰が議長に適任者であるか分からないのではない、やりようがないのではないという指摘をされたので、10日の議長選の当日突然この議場で動議が出て立候補を表明しろという、人によっては突然ですから、戸惑う方もいるかもしれないということで、親切に前日に皆さんに情報を共有してもらっておいたほうがいいたろうということで、私があえて事務局にお願いしたものです。そこで、問われた方にどうしたらいいのかということなので、10日の議長選挙の際に立候補、所信表明について提案し、いわゆる動議ですから、提案し、多数の賛同者が得られれば、その方法も採用されると思うと伝えてあります。立候補、所信表明の動議が10日の議長選挙当日突然提出されると困る方もいるので、事前に伝えておいたほうがいいたろうということで、これは私の配慮です。何もしなくて突然出ても、それは何ら問題なかったのですけれども、私の配慮で公正さを欠くのではないかと感じてそうしたのです。

要するに公平さを保つために、荻野事務局長に10日の議長選挙当日、立候補、所信表明の動議が提案されるかもしれないという情報を全議員に連絡しておいたほうがいいのかということで、荻野事務局長に強く9日の9時に電話で連絡をお願いしました。同日午後4時頃、議題の件を伝えていただいたかどうか荻野事務局長に確認したところ、まだ伝えていないという返事でありました。伝えるどころか、この伝えるべき情報は板倉町会議規則59条に反しているの、各議員に伝えられないという回答といたしますか、返事でした。約1時間、午後5時過ぎまで法律違反であるかどうか、どうして議員に連絡できないのかということゲキゴンが5時過ぎまで続きました。結局最終的には、法律違反で連絡できないというのであれば勝手にしなさいと、しかし責任は荻野局長が取るのですよということで、私は電話を一方向的に切りました。でも、その後夜に連絡をしたのです。経過はそういうことなのです。

荻野事務局長の対応、言動は、私、公務員とは思えないような対応、言動であったと思うのです。これは事務局の職員が違法かどうか判断すべきものでは、私はないと思うのです。今回の懲罰動議の件も荻野事務局長が深く関わっているような感じがしてならないのです。荻野事務局長は公務員であるということを強く認識していただいて、公正公平な職務に努めるように強くお願いしたいと思います。

このたびの懲罰動議、地方自治法118条、板倉町会議規則59条違反が提案理由となっているのですが、この法律にどのように違反しているのか、法律に照らしてどこがどのように違反しているのか、ほとんどの人は理解できるとは思えないのです。荻野事務局長も私は全く理解できていないと思います。これが理解できる人は、極端に言えばこの条文をつくった人ぐらいで、今この世の中にいないのではないかと思います。

○亀井伝吉副議長 青木議員に申し上げます。

時間も来ていますので、まとめてください。

○11番 青木秀夫議員 そういう制限はないのでしょうか。妨害するのではない。

懲罰とは、先ほども示されるように、不正行為者に対して懲らしめ、罪をとられることと辞書にも載っております。議長選挙の立候補制、所信表明の提案は悪いことなのですか。懲罰に値することなののでしょうか。ただ、法律違反だ、懲罰だ、内容も理解せず軽々しく懲罰を述べているだけではないかと思えます。先ほども示したように、会議規則59条はたった3行、55文字、小学5年生でも読めるような文面ですが、内容は専門家でもなかなか理解できないような文の内容だと思えます。これが正確に理解できる人というのは、先ほ

ども私が述べたように、この文をつくったどこかの人だと思います。なかなかこれを理解することは難しいと思います。そのような難しい条文を今からこれから立ち上げる板倉町懲罰特別委員会の委員8人のメンバー、全て議員の方々がそこで審議することになるのです。そして、罪を科すのです。慎重に丁寧に公正な判断をお願いしたいものです。たった1回、今日だけの審議でなく、形だけでも、内容はともかく2回や3回の審議を経て結果を出していただくことを強くお願いしたいと思います。今日だけ、たった1回懲罰特別委員会を審議して結論を出す、結果を出すようなことはしないでいただきたい。

重ねて申し上げますけれども、議長選挙の立候補制、所信表明は悪いことなのですか。懲罰に値することなのですか。日本政府の公式見解も、先ほど荒井議員も指摘しているように、私も指摘しています。あるのです。こういうことを念頭に、慎重に公正公平な判断を重ねていただければと思います。特に報道機関、新聞関係の方は、よく中身を吟味して慎重に行動していただきたい。ただ字面だけ出ると、懲罰という言葉は非常にイメージ悪いですから、その辺のこともよく踏まえて、住民とか県民に上毛新聞では正確に伝えられるように、ぜひ配慮していただきたいと思います。

以上で弁明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○亀井伝吉副議長 弁明が終わりました。

青木秀夫議員、退場してください。

[11番 青木秀夫議員退場]

○亀井伝吉副議長 次に、須藤稔議員、入場してください。

[1番 須藤 稔議員入場]

○1番 須藤 稔議員 議席番号1番、須藤稔です。申し述べます。

私は、5月10日の臨時板倉町議会において議長選が行われた際、どなたが議長にふさわしい考えを持っているのか、また所信表明をお伺いしてから投票ができるのなら、新人町議員とはいえ、町民に選ばれた代表として正しい判断による正しい1票が投じられると純粋に考えて、議長を志す方は挙手して立候補され、議場で所信表明を述べていただきたい旨、仮議長に申し上げました。私は間違っておりません。なぜこの行動が地方自治法第118条第1項及び板倉町議会議員規則第59条に対して、発議者、板倉町議会議員小林武雄議員、賛同者、市川初江議員、延山宗一議員、森田義昭議員、小野田富康議員、以上の方が議会を欠席していて、どこで私の発言を聞いていたのか、いまだ議事録も公表されていないのになぜ私が懲罰動議に値するのか、私は理解できません。お互い議場でなぜ討論ができなかったのでしょうか。不思議でなりません。立候補において所信表明を述べ、それによる選挙が行われた例はあります。山梨市議会、喜多方市議会、富士市議会、各地方議会でも前例はあります。小学校生徒会会長選挙会も同様に公平に選挙が行われております。

私は、議会会議規則第59条、選挙及び表決の宣言後は、何人も発言を求めることはできません。ただし、選挙の表決の方法はこの限りでない。第59条の文面からは、私は該当しているとは思いません。町民の疑問にも答えたいので、文書で詳しく説明してください。もっと町民になる内容の議会の運営をしていただきたいです。

以上です。

○亀井伝吉副議長 弁明が終わりました。

須藤稔議員、退場してください。

[1番 須藤 稔議員退場]

○亀井伝吉副議長 弁明が終わりました。

これより発議者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

青木文雄議員。

○4番 青木文雄議員 議席番号4番、青木文雄です。今回の争点を共有化したい、そのために議論を重ねて決断したいと望んでおります。

最初に、懲罰について小林議員に質問いたします。懲罰は、議会の秩序維持、品位保持のために認められた議会の内部的自律作用であるとあります。発議者、小林議員の懲罰に対する認識も同じと理解してよろしいでしょうか、お伺いします。

○亀井伝吉副議長 小林議員。

○6番 小林武雄議員 認識は同じでございます。秩序を乱すことはいたしません。

○亀井伝吉副議長 青木文雄議員。

○4番 青木文雄議員 ありがとうございます。

続いて、欠席の届けについてお伺いします。議員は出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届けをしなければならぬと板倉町議会会議規則第2条にあります。この点について、発議者、小林議員の欠席届に対する認識も同じと理解してよろしいでしょうか、お伺いします。

○亀井伝吉副議長 小林議員。

○6番 小林武雄議員 当日の欠席届については、事前に前日、議会事務局のほうに提出しております。新聞報道にも載っておりますので、それは明白になっていると思います。ちなみに、5月10日の前日ですので、議長が決まっておりますので、あくまでも議会事務局のほうに出したということです。

○亀井伝吉副議長 青木文雄議員。

○4番 青木文雄議員 ありがとうございます。議会の事務局のほうに出した、前日ですか。

「前日」と言う人あり]

○4番 青木文雄議員 それでは、次に進みます。

5月10日、臨時議会の議員行動についてお伺いします。もちろん新聞紙上で知識を得ることができましたら、改めてお伺いします。なぜ5名の議員は欠席なのか、なぜ欠席の届けは前日、先ほど事務局のほうにというお話ありましたけれども、翌日の町長の説明の中で、前日届けがあったのか、説明があったのか、報告にあったのか、町長のほうは既に5名の方が届けを出すということ存じ上げていて、我々にそういう説明をしてくださいました。なぜ先に町長なのか、なぜ会議当日欠席議員から懲罰動議が出されるのか、以上3点、お答え願います。

○亀井伝吉副議長 小林議員。

○6番 小林武雄議員 まずは、欠席届けは先ほど話しましたよね。

あとは、欠席とした理由、それについては本件とは全く関係ないのですが、ただ前日、青木議員のほうから不穏な動きがあると、何かいわゆる脅しのような、そういうようなところがあったということを知っていて、私どもはそういうところから出席して行って、要するにその行為を行うことを同じ席に座っていて見届けるというのはいかがなものかということで、欠席届を出させてもらいました。

議場の投票行動というか、皆様の発言行動とか、それについては去年ですか、板倉町においては本会議については、この役場庁舎内でもそうなのですが、中継の画像が流れております。ということは、私たちも同じ庁舎内にいて、その中継動画を見ておりますので、皆様の行動は逐一把握しております。それに基づいて今回の動議を作成いたしました。

以上です。

○亀井伝吉副議長 青木文雄議員。

○4番 青木文雄議員 ありがとうございます。

次に進みます。懲罰動議提出についてお伺いします。この件は、先ほど来懲罰動議になった青木秀夫議員や荒井英世議員が弁明をしておりますが、私のほうからも改めてお伺いします。提出理由は、地方自治法第118条第1項及び板倉町議会会議規則第59条に違反し、議長の選挙を行ったため、これに間違いはないですね。地方自治法第118条第1項については、繰り返しますが、青木秀夫議員あるいは荒井議員からも弁明の中にありましたように、地方議会の正副議長選挙の立候補に関する櫻井衆議院議員の質問、これに対する答弁というのを、これは私もネットの中で検索してその情報を得ました。内容は、立候補に関する質問に対しての内閣の答弁なのですが、立候補を採用することは地方自治法や公職選挙法などの法令に反するのか、政府の見解を求めたものです。それに対し答弁は、地方公共団体の議会における議長及び副議長の選挙についてお尋ねの立候補する意思のあるものにその旨を議会において表明させることが否定されるものではないと、そう回答しています。この答弁書に対する発議者、小林議員のご認識を伺います。

○亀井伝吉副議長 小林議員。

○6番 小林武雄議員 ただいまの地方自治法の118条の関係でございますが、この動議、発議が始まったことについては、一番初めは板倉町議会会議規則第59条のところに、私が提案理由のところが一番初めに申し述べているのですが、議長選挙を行いますと議長が宣告した後、何人も発言してはいけないということが載っていますので、それ以降については基本的にはもうアウトなのです。それが基本です、まずは。その中で118条、別に私も否定はしていません。ただ、板倉町議会については、事前の打合せも何もなく、報道にも載っていましたが、動議一本だけでそういう新しい制度を導入するのはいかがなものかと。これは別に反対はしていません。そういうことをやっているわけですから。ただ、そういうことについては、荒井議員もご存じのとおり、議会運営委員会で慎重に皆さんで話し合っていて決めて、次の改選後の最初の議会についてはこういうことやっていきましょうということのルールを決めて、改選後の最初のときに、実は前回のときにこう決めたから、この方法でやりましょうということであるならいいのですけれども、動議一本だけでそういうことを進めていくのはいかがなものかということになります。

○亀井伝吉副議長 青木文雄議員。

○4番 青木文雄議員 立候補に関する答弁について議員の認識を伺ったわけで、答弁になっていないような気がいたしますが、先に進みます。

板倉町議会規則第59条についても争点の一つです。第59条は、選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。これとただし書がございます。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りではない。ここのところの解釈がちょっと議論を重ねなくてはいけないところだと思いますので、ご質問いたします。

選挙及びと書いてありますから、及びは接続詞です。言葉にすると、選挙と表決の方法についての発言をこの限りではないと言っています。動議が出た立候補及び所信表明は、まさに選挙に関してのものであり、発言は規則に違反していないと思います。このことについて発議者、小林議員の認識を伺います。

○亀井伝吉副議長 小林議員。

○6番 小林武雄議員 選挙及び表決の宣告後、何人も発言を求めることができない。ただ、方法に当たらないのではないかということだと思っておりますが、その方法ではなくて、あくまでも決まっていることを進めることだと思っておりますので、そこのところはおそらく青木議員との解釈の違いかなと思います。

以上です。

○亀井伝吉副議長 青木文雄議員。

○4番 青木文雄議員 解釈の違いということのご答弁でした。

今それぞれ小林議員の認識を伺いながら、この59条及び118条ですか、それぞれのことから、私は荒井英世議員、青木秀夫議員、須藤稔議員に対する懲罰動議は、法令に違反しておらない。したがって、この動議は取り下げていただきたいとお願いしたいと思います。

私のほうの質問は以上です。

○亀井伝吉副議長 もしありましたら。

○6番 小林武雄議員 6番、小林です。青木議員のご質問を聞きました。私の提案理由、動議については、私は間違っていないと思いますので、私の動議はそのまま提出させてもらいたいと思います。

以上でございます。

○亀井伝吉副議長 ほかにありませんか。

藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 議席番号2、藪之本佳奈子です。申し訳ないです、私いまいよく分からないのですけれども、懲罰動議を出された理由、もう一度ちょっとおっしゃってもらってもいいですか。

○亀井伝吉副議長 小林議員。

○6番 小林武雄議員 議会の法令、秩序を乱した、そして議会の品位とか保持とか信頼を失墜させたということになります。

○亀井伝吉副議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 実際に懲罰動議出されたときの理由というのをここにいただいているのですけれども、地方自治法118条及び会議規則第59条に違反したというふうに書かれているのですけれども、これのどこが違反なのですか。具体的に教えていただきたいのです。具体的にというのは、誰がどこの場面でどの文言でこれに違反しているのかというのがちょっと分からないので、それ教えていただけますか。

○亀井伝吉副議長 小林議員。

○6番 小林武雄議員 5月10日のおそらく行動は、皆さん実際にやっていますので、分かると思うのですが、それを控室で私たちは見ていました。青木秀夫臨時議長が選挙を行いますという宣告をいたしました。議場を閉鎖しますと、その後、立会人とか用紙を配ったりとか投票箱を点検したりとか、もともと投票を行いますよと意思表示を議長のほうで宣告した時点で、それ以降についてはもう何人も言葉を発するわけにいかないのです。それ以降については、全て今回の動議の対象になります。

○亀井伝吉副議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 今モニター等で確認されたとおっしゃったと思うのですけれども、実際具体的に証拠って挙げられますか。動議をかけてきて違反だ違反だと言う限りは、それなりの証拠がないと、やはり動議にならないと思うのです。証拠って挙げられますか。

○亀井伝吉副議長 小林議員。

○6番 小林武雄議員 その画像を見ていただければいいかなと思うのです、証拠としては。その行動を全て、おそらく5月10日の、ここに7名いましたよね。そのほか傍聴者もおりましてし、中継もやっていました。その全てがまず証拠になりますので、立会人もちゃんと傍聴の方いますので、それが証拠になります。

○亀井伝吉副議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 実際にそれを見ていただいた上で、どこがどのように違反していたのかが知りたいのです。これだと分からないのです。誰のどんなところで違反したか、それが知りたいので、具体的に、もしくは証拠があるならば証拠を提示してもらって見せていただけないでしょうか。教えていただけないでしょうか。

○亀井伝吉副議長 小林議員。

○6番 小林武雄議員 取りあえず一番初めに選挙を行いますと宣告しましたよね、仮議長が。その後、議場を閉鎖して、本来ならば立会人を決めていって普通の選挙で進めていくのです。その後おそらく選挙してしまえば10分ぐらいで終わったことだと思います。その間、宣告した後、須藤議員が、これは順番に言いましょうか。議場を閉鎖した後、立会人の発表をして須藤議員、尾澤議員かな、その後用紙を配って投票箱を点検して、これより投票を行います、そのときですよ、須藤議員が動議を提案したのが。これ以降がもう法令に違反している、59条に違反しているということになります。ということは、青木秀夫議員がそれを進めていってしまった、知りながら進行を進めていった。須藤議員が動議を手を挙げて発議をして、動議を述べて、それを採用した。皆さんに諮って承認して、その後進めていって、やがては荒井議員が立候補の所信表明をしていると、この行為、3人のやったこと全てが、一つ一つの行為がみんな当たっていますので。

○亀井伝吉副議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 そうすると、要は3人とも59条に違反したとおっしゃっているのですよね。でもやはりこの59条、ちょっと何回も言うかもしれませんが、選挙及び表決時の発言制限について書かれたものです。ここにも書いてありますよね。選挙及び表決の宣告後は、何人も発することはできない。ただしというのが書いてあるのです。やはりただして書いてあるのだから、選挙に全然関係ないことを言ったわけではないではないですか。選挙のことについてそれぞれ皆さんおそらく発していたと思うのです。なので、その件に関しては全く違法性ないものと考えられるのですけれども、いかがでしょうか。

○亀井伝吉副議長 小林議員。

○6番 小林武雄議員 そこは、私は違法性があると思って今回の動議を出しています。

○亀井伝吉副議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 それから、先ほどもちよろっとおっしゃっていた118条でしたっけ、立候補について何かされたというふうにおっしゃっていましたよね。その件についてちょっとお聞きしたいのですけれども、投票する直前だったと思うのですけれども、事務局がたしかここに出て、最後にこれは誰でも議長

になれるような選挙ですからみたいなことをおっしゃったのですけれども、これに基づいて選挙したから、これは立候補制で選挙されたものとは言えないのではないのかなと思います。いかがでしょうか。

○亀井伝吉副議長 小林議員。

○6番 小林武雄議員 それは分かるのですが、青木秀夫議員の言葉の中で立候補制、立候補をする方いませんかとか、そういう発言をしていて、そこでその後荒井英世議員が手を挙げて立候補、所信表明をしますので、それは明らかに立候補の制度を自分でうまく解釈をして使って、所信表明したのではないかなと思います。

○亀井伝吉副議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 そうであれば、そのときに全員それは立候補を認めて投票したような感じになっているのではないですか。ならば、先ほどもちよろっとおっしゃったと思うのですけれども、私たち全員7名が懲罰動議の対象になるかと思うのです。なぜ私たち全員ではなくて3名だけに動議をかけたのか、ちょっとお聞きしたいです。

○亀井伝吉副議長 小林議員。

○6番 小林武雄議員 確かに青木秀夫議員、荒井英世議員、須藤稔議員については、3名で懲罰動議を出させてもらいましたが、確かにこの会場にはほか4名おりました。ただし、その4名については、発言はおそらくあまりなかったかなと、ただ議長の進行に対して同調をして立ったり座ったりとか、そういうことしかしていなかったと私は画像から見て受け取りました。ということなので、実際に行動を起こした3人は罪は重いけれども、4人についてはそれとは違うでしょうということで、今回については4名は動議の対象にはしておりません。

以上です。

○亀井伝吉副議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 罪の重さ軽さで外される外されない、それってどういうことですか。罪は罪だし、罪ではないから外されるべきではないですか。罪は罪なのに、罪の重さで分けるというのはちょっと私には分からないのですけれども、あるべきことですか。罪は罪です。罪の重さで、この人は罪ではないではないですか。多分何かあるのかなと思うのですけれども、そこをぜひ教えていただきたいです。

○亀井伝吉副議長 小林議員。

○6番 小林武雄議員 いろんな刑法とか、そういうのがあるのでしょうかけれども、いわゆる主犯格とか、あとと言われてやったとか、それもいろいろと罪の種類があると思うのですが、それに入れていくと、おそらく3名とはまた違った行動をしているので、確かに同じこの議場にいましたので、それは同等かもしれませんが、そういう意味でうちのほうでは3名だけに絞らせていただいた。

○亀井伝吉副議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 罪の重さがいまいち分かりません。何でそんなに罪が軽いからといって動議を外したのですか。やはり動議を出して全員懲罰にしたいと思われているのですよね。であれば全員かければいいのに、なぜかけなかったのかが知りたいです。軽いか重いかは、それは関係ないと思います。罪は罪です。なぜそこをあえて3人だけにしたのか、私たちが外されたのか、もうちょっとごめんなさい。逆を言いますと、要は何も悪いことしていないということで認識して捉えてよろしいですか。

○亀井伝吉副議長 小林議員。

○6番 小林武雄議員 先ほど私はちょっと言いましたけれども、3名についてはかなり進行活動とか発言とかしていました。ただ、4名については、先ほど藪之本議員が言いましたように、罪の重い軽いの行動をしっかりと見ていると、もう全然違うではないですか、その行動をやっていること自体が。そのところで判断させてもらいました。

○亀井伝吉副議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

最後に一言ちょっとお聞きしたいのですけれども、本来ならば正々堂々と議会に出て、指摘があるのならば、そこで議会で指摘してもらって、指摘し合う、口論するのが我々議員の役目ではないのかと思っているのですけれども、それってどう思われますか。私たちは、それはもう義務だと思っています。自分たちが出て正々堂々と、不穏な動きがあるからとか、どんなことがあるから、そんなことを言うのではなくて、それがあんならば実際に当日出てもらって、そこで指摘してもらえれば、このようなごたごたすることなかったと思うのですけれども、その件についてはどう思われますか。

○亀井伝吉副議長 小林議員。

○6番 小林武雄議員 確かにその場に欠席したということですが、先ほども述べたように、その前日の一連の行動で、あくまでもその動議を起こすという予測の下に行動しているということになりますので、そこに同席をして幾ら反論したからといっておそらく通るのだろうなど、その辺分かりませんが、そこに同席をしてそれを認めて、幾ら反論したからといって、その結果は分かりませんが、おそらく同じような結果になったのだろうと思うのですが、そういう場所には私どもは同席をしたくないということで。

○亀井伝吉副議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 それって議会制民主主義でいかがでしょうか。したくないから、入りたくないから、一緒にいたくないからという理由だけで、それってどうでしょうか。議員としてやはりそこは絶対にどんな理由があれ、よほどの理由がない限りは出てきて、その場で対処すべきだと思っています。その理由が、申し訳ございません、何かよく分からない理由で欠席されているのですけれども、それは皆さんも納得すると思っただけの行動ですか。

○亀井伝吉副議長 小林議員。

○6番 小林武雄議員 実際に前の日があって、法令違反のことが情報が流れていたと、それに同席をして同伴者として扱われたくないというような行動で、こちらの議員は欠席させてもらった。同伴者とされたくないということで、前もって情報流れていましたから。いきなり動議というのは、私たちはあり得ないと思いますので、そのことで欠席させてもらいました。

○亀井伝吉副議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 今法令違反でとおっしゃったと思うのですけれども、先ほど少し質問させてもらっていた流れから、明らかに誰も法令違反になっていないと思っているのです。なので、今回これは懲罰動議出されるものではないと私は思います。先ほどもちょっと確認させてもらったように、どこにも違反するものが見当たらなかったの、これは懲罰動議出される理由には当たらないかなと思います。いかがでしょうか。

○亀井伝吉副議長 小林議員。

○6番 小林武雄議員 質問者の気持ちも分かります。ただ、そこについてはお互いに、こちらが言うほう、質問するほうですから、その認識の違いというか、そこはやはりあると思うのです。だから、こちらはこの気持ちでやっているということになります。よろしく願いいたします。

○亀井伝吉副議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

尾澤議員。

○3番 尾澤将樹議員 議席番号3番、尾澤将樹と申します。小林議員に質問いたします。

同じような内容の質問になるかもしれませんが、3名それぞれ懲罰動議の具体的な理由について、一括として懲罰をいただいておりますが、それぞれ別の理由があると思いますので、もう一度お答えしてもらいたいのですが、よろしいでしょうか。

○亀井伝吉副議長 小林議員。

○6番 小林武雄議員 私のほうで提案理由のほうで、青木秀夫議員、荒井英世議員、須藤稔議員に対する理由、先ほど述べさせてもらいましたので、それをもう一度読みましょうか。いずれにしても、取りあえず提案理由をもう一回読み上げます。

青木秀夫議員、臨時議長として板倉町議会会議規則第59条の違反を知りつつ、故意に須藤稔議員の発言を許可した。あと5期の最長議員であるにもかかわらず、計画的、意図的に主導した。前日の臨時会開会前から年長者として臨時議長に選出されることを想定し、動議の提出、立候補の有無等の認識を承知の上、当日、須藤稔議員の動議を受ける。そのまま進行していったということになります。これもあくまでも議会事務局が指摘したにもかかわらず、強引にやってしまったということです。

それから、荒井英世議員については、もともと議員歴も丸3期、もう4期になりますので、三四、十二年やっていますので、それ以前は町の役場のほうで議会事務局長を歴任して、この改選前には町の議会運営委員長も歴任していて、要するに板倉町議会の中のことについては精通していて、普通であれば条例を解釈して正しく遂行していくと、進行していくというのがまともですが、それを違法と知りながら、それを進めていったということです。立候補制は、私は否定していませんが、立候補制をやるのであれば事前に協議をして、こういうふうに進めますよと、先ほど何回も言っていますけれども、そういう協議も何もないのにいきなり動議だけの言葉だけで進めてよいのかと、そこが問題でしょうと思います。

あと須藤議員については、一応新人議員で確かに議員になって間もないです。町の会議規則とか、そういうのはあまり知らないと思うのですが、ただ最低限の会議記録とか、その辺については読んだ上での初議会に及ぶのだと思うのですが、その上おそらく町民の方から開かれた議会とかという話で須藤議員の熱意を込めて、何日か前でしょう、おそらく。そういうことをしたいという提案が、先ほど青木議員も言っていましたので、それに対して進めたい気持ちはあると思うのです。進めてはいけないと私は言っていません。ただ、こういう本会議の中でやってはいけないと思います。そこです。多くの立候補者がいる場合については、本会議を一旦中断させて別室かもしくは議会本会議以外のところで、今回12名いますけれども、どなたか立候補者いますかとやって、改めて議会に戻ってきてその中で選挙をやると。ですから、この議場の中ではそういう行為はしない、別室でやって、この2人か3人が立候補するというのが分かった上で投票すると

いうようなことがほとんどなのです。おそらく全国1,780自治体があると思うのですが、その中でもおそらくそういうことをやっているのがほとんどです。本会議でやっているのはほとんどないです。私は、自分の認識ではそう思っています。その上で今回の行動に移っています。

以上3人についてはそのことです。

○亀井伝吉副議長 尾澤議員。

○3番 尾澤将樹議員 そのことについては分かりました。

次に、板倉町議会規則第59条について伺います。どうしても同じような質問になってしまうかと思うのですが、懲罰動議の中でこの59条に対して議長選挙を行ったとありますが、59条を引用して読まさせていただきますと思います。選挙及び表決時の発言制限、第59条、選挙及び表決の宣言後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についてはこの限りではない。このただし書の後の部分です。立候補制を取ったということは、選挙の方法になるのではないのか。よって、この発言の制限ということについて、制限というのはここまでは許せる、したがってこのほかは許さないという限界を決めることを制限といいます。発言制限内での立候補制を取ったことについては、規則に違反していないのではないのか。いかがでしょうか。

○亀井伝吉副議長 小林議員。

○6番 小林武雄議員 その59条に関しましては、何度も話してはいますけれども、青木文雄議員と藪之本議員に対してもあるのですが、そこは解釈と認識の違いだと思います。

○亀井伝吉副議長 尾澤議員。

○3番 尾澤将樹議員 解釈と認識の違いというのが分からないのですけれども、教えてもらいますか。

○亀井伝吉副議長 小林議員。

○6番 小林武雄議員 それをここで一々説明するのはいかがか、それは調べてもらえばいいと思います。ただ、もうかなり3人の方が同じような質問をしているので、前任の2人の回答について聞いていただきたいと思いますので、そこで理解してもらえればと思います。

○亀井伝吉副議長 尾澤議員。

○3番 尾澤将樹議員 では、次へ行きます。

どのような動議が出されるか不確定の中で初議会を欠席するのは、議員の権利としてある表決権の放棄ではないのか、表決権は同時に義務でもあるので、町民の代表として負託された議員として、これはあるまじき行為ではないのかと思いますが、いかがでしょうか。

○亀井伝吉副議長 小林議員。

○6番 小林武雄議員 さっきとまた同じ質問になると思うのです。それは先ほど回答しましたので、よろしいかと思うのですが。

○亀井伝吉副議長 尾澤議員。

○3番 尾澤将樹議員 どうしてもここまで言うと重複してしまうのが多いのですけれども、続きまして、懲罰の成立要因として、議会の秩序を乱したことが大きな要因であるがと、先ほども言ったのですけれども、何をもって秩序を乱したと言えるのかということと、まして発議者の5人は議会を欠席している状況で言動をどのように把握し、認識していたのか。議場にいない人たちに議会の秩序を乱したと言わせるのはいかが

なものか。

○亀井伝吉副議長 小林議員。

○6番 小林武雄議員 それも先ほど質問されたようですよね。ですから、中継動画を見て、別室で、庁内に全て流れていますので、当日のおそらく立会人というか、それについても傍聴者がおりましたので、先ほど私が多少のここですよというように指摘させてもらいましたけれども、それについても確認していただければ分かると思います。

○亀井伝吉副議長 尾澤議員。

○3番 尾澤将樹議員 では、私としては最後になるのですけれども、立候補制度についてなのですけれども、今般議長に求められるのは、副議長、市長との機関競争を行うために議会をどのような方向に引っ張っていくのかということである。この確固たる信念である。そのために身を粉にして働くことが議員の宿命である。そのために、この選任に当たって立候補制により具体的にマニフェストの提示を求めることである。このマニフェストを見て投票する。この時代の選挙のあるべき姿ではないのか。ただし、地方自治法に抵触するのではないかという難色が当然予想される。今回の懲罰動議だが、議長選に立候補制を導入しても、町民にとっても何の実害も生じはしない。むしろ選任過程が透明化されることにより、町民にとっては歓迎すべきものではないのであろうか。なぜ懲罰動議にまでなってしまったのか教えてもらいたいです。

○亀井伝吉副議長 小林議員。

○6番 小林武雄議員 これも先ほど何回か話はしていますけれども、立候補制を私は否定していませんから、最初に言いましたけれども。ただし、こういう本会議のところでいきなり動議をもって立候補制を採用したと、もともとはその発言自体が悪いのですけれども、そういうことで決して否定はしていません。先ほども話したように、全国千七百八十何自治体の中でもほとんどが本会議ではやっていないと思います。ただし、うちの町はそれをいきなり動議をもって採用してやってしまったということ。それについては、幾ら新しい議員の方が開かれた議会、透明性とか話してはいるのですが、議会の中では議会のルール、議員のルール、それがありますので、それを無視して多数決で決めてその思いを通していく、その前段で12名全員が話し合っ、そこで決めてその行動をやっていくというならいいのですが、その行動自体、ただやるよというだけで、話し合いしましょうなんて一言もなかったでしょう。それ自体がもうおかしいと思うのです。それは、これからのおそらく課題になってくると思うのです、そのところが。今回は、そのことが議員間、皆さんが一体のものとなっていくには、これからするのが必要なと思います。

○亀井伝吉副議長 尾澤議員。

○3番 尾澤将樹議員 最後に聞きたいと思います。

私たち初めて今回当選させていただきました4人の議員です。それで、5月10日初議会ということで、どうことをやるのか、わくわくという気持ちではないですけれども、出てきた。議会が始まります、あれ、議員さんがいない、私たちの気持ち、立場というのはどうなってしまうのかなと思ひまして、物すごく不安になりました。この不安な気持ちというのですか、休んだ議員さんのお気持ちというのですか、なぜ休んだのか、皆さんに伺いたいと思います。

〔「同じ意見ばかりで意味がないです」と言う人あり〕

○亀井伝吉副議長 提案者への質問ですので、提案者だけに質問してください。

○3番 尾澤将樹議員 分かりました。

○亀井伝吉副議長 よろしいですか。

○3番 尾澤将樹議員 よろしいです。

○亀井伝吉副議長 ほかにありますか。

2巡目、藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 議席番号2番、藪之本佳奈子です。先ほど立候補制でやることは認めているけれども、立候補制でやったことについて反論されていたではないですか。そのことなのですけども、立候補制で、先ほどもちょっとおっしゃったのですけれども、やっていないと私たちは思っているのです。なぜならば、先ほどのお話の中では、最終的には議長が立候補でやりますと言ったから立候補制だとおっしゃっているのですけれども、あのときの会議の中での流れでは、一番最後に事務局が、いや、これは皆さんに議長の資格ありますよみたいな、立候補制ではないことをここで言っているのです。先ほどは議長が言ったからと言ったのですけれども、直前で事務局がそこで教えてくれたのに、事務局何のために言ったのだと思われませんか。これは違いますよと。

○亀井伝吉副議長 藪之本議員に申し上げます。

質疑ですので、討論みたいな感じですので、質疑のほうにさせていただきたいと思います。また同じような質問はなるべく繰り返さないでください。

○2番 藪之本佳奈子議員 失礼いたしました。事務局が私たちにそう教えてくれたので、私たちはそれを立候補制でやったとは思っておりません。その点についてはいかがですか。

○亀井伝吉副議長 小林議員。

○6番 小林武雄議員 事務局がその辺、その細かいところまでは聞いて私たちいませんけれども、その声が聞こえていないので。ただ、立候補をやって所信表明もしていますよね、投票行動をする前に実際には。要するに全部終わった後で投票行動に入りますので、皆さんの行動が。その直前で違いますと言っても、それは既に立候補、所信表明やってしまった後ですから、これは違いますと言うならあれですけども、その前にやってしまっています、その行動自体。その後ですから、立候補制をちゃんと使って投票行動に入っているということになりますよね。

○亀井伝吉副議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉副議長 では、質疑を終結いたします。

懲罰については、板倉町議会委員会条例第6条の規定により、8人で構成する懲罰特別委員会を設置し、板倉町議会会議規則第109条の規定により、これに付託して審査することとします。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉副議長 異議なしと認めます。

よって、荒井英世議員、青木秀夫議員、須藤稔議員に対する懲罰についてを懲罰特別委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時42分)

再 開 (午前 11 時 03 分)

○亀井伝吉副議長 再開いたします。

○懲罰特別委員の選任

○亀井伝吉副議長 懲罰特別委員会の委員については、市川議員、延山議員、小林議員、森田議員、小野田議員、青木文雄議員、尾澤議員、藪之本議員の 8 名を板倉町議会委員会条例第 7 条の規定により指名します。異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○亀井伝吉副議長 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました 8 名を懲罰特別委員会の委員に選任することに決しました。

つきましては、懲罰特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行いたいと思います。

特別委員会は、委員会条例第 9 条は第 1 項の規定により、議長が招集することになっておりますので、ただいまから大会議室において懲罰特別委員会を招集いたします。

なお、本日の特別委員会は、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が委員長の互選を行うこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午前 11 時 05 分)

再 開 (午後 1 時 08 分)

○亀井伝吉副議長 再開いたします。

○荒井英世議員、青木秀夫議員、須藤稔議員に対する懲罰動議の件

○亀井伝吉副議長 荒井英世議員、青木秀夫議員、須藤稔議員に対する懲罰動議の件については、懲罰特別委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

森田懲罰特別委員長。

[森田義昭懲罰特別委員長登壇]

○森田義昭懲罰特別委員長 それでは、懲罰特別委員会に付託されました荒井英世議員、青木秀夫議員、須藤稔議員に対する懲罰動議の件につきまして、審査の経過及び結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、本日、本会議の休憩中に審査を行いました。

最初に、審査の経過について申し上げます。発議者から説明を受け、質疑応答を重ね、意見を出し合い、慎重なる審査を行いました。

続いて、審査結果について申し上げます。荒井英世議員については、本懲罰決定の日から今臨時会を閉会する日まで出席停止とする懲罰を科するとすべきもの。

青木秀夫議員につきましては、本懲罰決定の日から今臨時会を閉会する日まで出席停止とする懲罰を科すとすべきもの。

須藤稔議員については、本懲罰決定の日から今臨時会を閉鎖する日まで出席停止とする懲罰を科すとすべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○亀井伝吉副議長 委員長による報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉副議長 なしの声がありました。質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉副議長 討論を終結いたします。

これから荒井英世議員、青木秀夫議員、須藤稔議員に対する懲罰動議の件について採決いたします。

初めに、荒井英世議員について、委員長報告のとおり、本懲罰決定の日から今臨時会を閉会する日まで出席停止とする懲罰を科すことに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○亀井伝吉副議長 起立多数であります。

よって、荒井英世議員について、委員長報告のとおり、本懲罰決定の日から今臨時会を閉会する日まで出席停止とする懲罰を科すことに決定いたしました。

次に、青木秀夫議員について、委員長報告のとおり、本懲罰決定の日から今臨時会を閉会する日まで出席停止とする懲罰を科すことに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○亀井伝吉副議長 起立多数であります。

よって、青木秀夫議員について、委員長報告のとおり、本懲罰決定の日から今臨時会を閉会する日まで出席停止とする懲罰を科すことに決定いたしました。

次に、須藤稔議員について、委員長報告のとおり、本懲罰決定の日から今臨時会を閉会する日まで出席停止とする懲罰を科すことに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○亀井伝吉副議長 起立多数であります。

よって、須藤稔議員について、委員長報告のとおり、本懲罰決定の日から今臨時会を閉会する日まで出席停止とする懲罰を科すことに決定しました。

ここで荒井英世議員、青木秀夫議員、須藤稔議員の入場を認めます。

〔1番 須藤稔議員、11番 青木秀夫議員、12番 荒井英世議員入場〕

○亀井伝吉副議長 荒井英世議員、青木秀夫議員、須藤稔議員に懲罰の宣告を行います。

荒井英世議員については、本懲罰決定の日から今臨時会を閉会する日まで出席停止とする懲罰を科すこととなります。

青木秀夫議員については、本懲罰決定の日から今臨時会を閉会する日まで出席停止とする懲罰を科すこととなります。

須藤稔議員については、本懲罰決定の日から今臨時会を閉会する日まで出席停止とする懲罰を科すこととなります。

以上となりました。直ちに退場を求めます。

○11番 青木秀夫議員 ちょっと待って。この処分に対して異議がある場合はどのような……

○亀井伝吉副議長 退場を求めましたので、発言はできないわけなのですけれども。

○11番 青木秀夫議員 荻野、駄目だよ、そんなことは。そういうことやっちゃ駄目だよ。

○亀井伝吉副議長 退場を求めていますので、よろしくお願いいたします。

[1番 須藤稔議員、11番 青木秀夫議員、12番 荒井英世議員退場]

○亀井伝吉副議長 ここで暫時休憩します。

休 憩 (午後 1時16分)

再 開 (午後 1時20分)

○亀井伝吉副議長 再開いたします。

○日程の追加

○亀井伝吉副議長 先ほど町長から、先に行った議長選挙について、地方自治法第118条により立候補制は認められないこと及び板倉町議会会議規則第59条違反の理由により、地方自治法第176条第4項の規定によって再選挙に付されました。このことにより、荒井議員が議長の職を失いましたので、引き続き副議長であります亀井が議長を務めます。

事務局に再議書を朗読させます。

○荻野剛史事務局長 それでは、朗読いたします。

再議書の日付につきましては、5月22日になっております。宛てが板倉町議会議長荒井英世様。板倉町町長栗原実。

再議書ということで、令和5年5月10日に開催された板倉町議会第1回臨時会において行われた議長選挙は、下記理由により違法であるので、地方自治法第176条第4項の規定により再議に付する。

理由。令和5年5月10日の板倉町議会第1回臨時会において議長選挙が行われ、投票の結果、荒井英世議員が議長に当選し、議長に就任された。しかし、この選挙において臨時議長が選挙の宣告を行った後に立候補と所信表明を求める動議が提出され、これを可決し、立候補者が所信表明を行ったことは、板倉町議会会議規則第59条に違反することから、この選挙は無効である。

よって、町長の責務として違法な手続による選挙は認められないため、再議を求めるものである。

また、議長選挙は、地方自治法第103条に基づき、議員の中から議長及び副議長を選挙しなければならないとされており、本来議員全員が候補者となる(被選挙権を有する)ものであるとともに、同法118条で準用する公職選挙法に基づき選挙することが規定されているが、同条では立候補に関する規定は準用されていないことから、正副議長選挙において立候補制は認められていないと解される。

しかし、近年は議会改革や透明性の確保を理由として、正副議長選挙において立候補制や所信表明を行う議会が散見されているが、これらの議会は内規や申合せ事項等によるルールを議員全員の合意の下確立し、

地方自治法や会議規則に抵触しない方法で実施されているものである。

今回の板倉町議会第1回臨時会において事前に議員間の合意なしに本会議で立候補と所信表明を求めたことは、地方自治法に違反しているとともに、議会運営に大きな支障を来す全国でも類を見ない行為であることから、今後正副議長選挙において立候補や所信表明を求めるのであれば、法の趣旨を踏まえた上で内規や申合せ等のルールを協議し、議会議員全員の合意形成を図るべきであると意見を付す。

なお、本再議の結果いかんによっては、群馬県知事に対し審査を申し立てること、さらに群馬県知事の審査結果によっては、行政事件訴訟法による出訴することも視野に入れているので申し添える。

以上となります。

○亀井伝吉副議長 次に、議長選挙を日程に追加し、日程第1の2とし、直ちに再選挙を行います。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 1時25分)

再 開 (午後 1時40分)

○亀井伝吉副議長 再開いたします。

○議長再選挙

○亀井伝吉副議長 日程第1の2、議長の再選挙を行います。

選挙方法は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○亀井伝吉副議長 ただいまの出席議員は9名であります。

初めに、立会人を指名いたします。

立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、議席2番、藪之本議員、議席3番、尾澤議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○亀井伝吉副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と言う人あり]

○亀井伝吉副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○亀井伝吉副議長 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。点呼に応じて、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

これより事務局長に点呼させます。

○荻野剛史事務局長 それでは、3名ずつお呼びいたしますので、記載台で記入の上、投票箱に入れてください。

藪之本議員、尾澤議員、青木文雄議員、お願いします。

続きまして、小野田議員、小林議員、森田議員、お願いいたします。

続きまして、延山議員、市川議員、お願いいたします。

最後に、亀井副議長、よろしくお願いします。

[投票]

○亀井伝吉副議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

藪之本議員、尾澤議員は立会いをお願いします。

[開票]

○亀井伝吉副議長 選挙結果を報告いたします。

投票総数 9票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票中

小林武雄議員 6票

市川初江議員 3票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、小林議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○亀井伝吉副議長 ただいま議長に当選されました小林議員が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

小林議員に議長就任挨拶を求めます。

[6番 小林武雄議員登壇]

○6番 小林武雄議員 ただいまの選挙で板倉町議会議長という要職に就かせてもらいました小林です。よろしくをお願いいたします。

今後は、板倉町議会のスムーズな運営に努めてまいりたいと思いますので、皆様の議員各位のご協力、ご支援よろしくをお願いいたしまして、私の挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

○亀井伝吉副議長 ここで議長を交代いたします。ご協力大変ありがとうございました。

[副議長、議長と交代]

○小林武雄議長 暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 1時54分)

再 開 (午後 2時05分)

○小林武雄議長 再開いたします。

○日程の追加

○小林武雄議長 ここで、議長選挙に伴い、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更いたしたいと思います。

お諮りいたします。議席の一部変更の件を日程に追加し、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更の件を日程に追加し、議席の一部を変更することに決定いたしました。

○議席の一部変更の件

○小林武雄議長 それでは、議長の席を12番に変更して、6番、森田議員の議席を6番、亀井議員の議席を7番、それに荒井議員の議席を8番にそれぞれ変更いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたしまして、議席を変更してください。

休 憩 (午後 2時07分)

再 開 (午後 2時08分)

○小林武雄議長 再開いたします。

○日程の追加

○小林武雄議長 ただいま亀井伝吉副議長から辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○副議長辞職の件

○小林武雄議長 地方自治法117条の規定により、亀井議員の退場を求めます。

[7番 亀井伝吉議員退場]

○小林武雄議長 それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

○荻野剛史事務局長 それでは読み上げます。

令和5年5月22日

板倉町議会議長 様

板倉町議会副議長 亀井 伝吉

辞 職 願

この度、一身上の都合により板倉町議会副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上になります。

○小林武雄議長 お諮りいたします。

亀井副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、亀井副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

亀井議員の入場を許します。

〔7番 亀井伝吉議員入場〕

○小林武雄議長 亀井議員に申し上げます。

副議長の辞職願の件、許可することに決定いたしました。

ここで副議長退任のご挨拶を求めます。

亀井議員。

〔7番 亀井伝吉議員登壇〕

○7番 亀井伝吉議員 ただいま副議長の職を辞任いたしました亀井です。大変お世話になりました。いろいろと問題がありましたけれども、微力ながら務めさせていただきました。大変お世話さまでした。

○日程の追加

○小林武雄議長 ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、副議長の選挙を行うことに決定いたしました。

暫時休憩お願いいたします。

休 憩 (午後 2時12分)

再 開 (午後 2時20分)

○小林武雄議長 再開いたします。

○副議長選挙

○小林武雄議長 これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○小林武雄議長 ただいまの出席議員数は9名であります。

初めに、立会人を指名します。

立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、4番、青木文雄議員、5番、小野田富康議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○小林武雄議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○小林武雄議長 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。点呼に応じて、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

これより事務局長に点呼させます。

○荻野剛史事務局長 それでは、3名ずつお呼びしますので、記載台で記載の上、投票箱に入れてください。

藪之本議員、尾澤議員、青木文雄議員、よろしく願いいたします。

続きまして、小野田議員、森田議員、亀井議員、よろしく願いいたします。

続きまして、延山議員、市川議員、お願いいたします。

最後に、議長、よろしく願いいたします。

[投票]

○小林武雄議長 投票漏れはありませんか。

「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

開票を行います。

青木文雄議員、小野田富康議員は立会いをお願いいたします。

[開票]

○小林武雄議長 選挙結果を報告いたします。

投票総数 9票

これは先ほどの出席議員に符合しております。

このうち

有効投票 8 票

無効投票 1 票

有効投票中

小野田富康議員 6 票

藪之本佳奈子議員 1 票

亀井伝吉議員 1 票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。

よって、小野田議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○**小林武雄議長** ただいま副議長に当選されました小野田議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

小野田議員に副議長就任挨拶を求めます。

[5番 小野田富康議員登壇]

○**5番 小野田富康議員** ただいま副議長の選挙において当選をさせていただきました小野田富康でございます。小林議長をサポートして円滑な議会運営進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**小林武雄議長** 暫時休憩します。

休 憩 (午後 2時33分)

再 開 (午後 2時59分)

○**小林武雄議長** 再開いたします。

○総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任

○**小林武雄議長** 日程第2、総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

事務局に委員会と委員名を朗読させます。

○**荻野剛史事務局長** それでは読み上げます。

総務文教福祉常任委員会	藪之本 佳奈子 議員	尾 澤 将 樹 議員
	森 田 義 昭 議員	市 川 初 江 議員
	荒 井 英 世 議員	小 林 武 雄 議員

の6名になります。

産業建設生活常任委員会	青木文雄議員	小野田富康議員
	亀井伝吉議員	延山宗一議員
	須藤稔議員	青木秀夫議員

の6名になります。

以上であります。

○小林武雄議長 お諮りいたします。

ただいま報告申し上げたとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 3時01分)

再 開 (午後 3時12分)

○小林武雄議長 再開いたします。

○常任委員長及び副委員長の選任

○小林武雄議長 各常任委員会の正副常任委員長が互選され、その結果が届いておりますので、報告いたします。

総務文教福祉常任委員長	森田義昭議員
同副委員長	尾澤将樹議員
産業建設生活常任委員長	亀井伝吉議員
同副委員長	小野田富康議員

以上のとおりであります。

○予算決算常任委員の選任

○小林武雄議長 日程第3、予算決算常任委員の選任を行います。

予算決算常任委員は、定数12名であります。選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議員全員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、議員全員を予算決算常任委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 3時14分)

再開 (午後 3時17分)

○小林武雄議長 再開いたします。

○予算決算常任委員長及び副委員長の選任

○小林武雄議長 予算決算常任委員会の正副常任委員長が互選され、その結果が届いておりますので、報告いたします。

予算決算常任委員長 森田義昭議員

同副委員長 市川初江議員

以上のとおりです。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 (午後 3時18分)

再開 (午後 3時30分)

○小林武雄議長 再開いたします。

○議会運営委員の選任

○小林武雄議長 日程第4、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、森田議員、市川議員、亀井議員、延山議員、藪之本議員、青木文雄議員をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 (午後 3時31分)

再開 (午後 3時38分)

○小林武雄議長 再開いたします。

○議会運営委員長及び副委員長の選任

○小林武雄議長 議会運営委員会の正副委員長が互選され、その結果が届いておりますので、報告いたします。委員長に延山議員、副委員長に市川議員、以上のとおりです。

○邑楽館林医療企業団議会議員の選挙

○館林衛生施設組合議会議員の選挙

○館林地区消防組合議会議員の選挙

○群馬東部水道企業団議会議員の選挙

○小林武雄議長 お諮りいたします。

日程第5から日程第8までは、一部事務組合等議員の選挙関係であり、関連がありますので、一括で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認め、一括して行います。

事務局長より、日程第5から日程第8までを一括して説明させます。

○荻野剛史事務局長 それではご説明いたします。

日程第5から日程第8までは、一部事務組合議員が令和5年4月30日で任期満了になったことに伴う組合議員の選挙でございます。

なお、この選出方法になるのですが、各一部事務組合の規約に「組合の議会の議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙する」という規定がありますので、申し添えます。

日程第5ですが、邑楽館林医療企業団になりますが、館林市と邑楽郡各町で構成されておりまして、組合議員の定数は14になります。組合議員の内訳は、館林市が4名、各町が2名ずつということになります。板倉は2名です。

日程第6、館林衛生施設組合ですが、これは館林市と板倉町、明和町、千代田町で構成されておりまして、郡内の大泉町、邑楽町は入っておりません。組合議員の定数は10名でありまして、組合議員の内訳は、館林市が4名、各町が2名ずつとなっております。

日程第7の館林地区消防組合ですが、こちらは館林市と板倉町、明和町、千代田町、邑楽町で構成されておりまして、大泉は入っておりません。組合議員の定数は11名でありまして、組合議員の内訳は、館林市が3名、それと各町が2名ずつとなっております。

日程第8の群馬東部水道企業団ですが、こちらは太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町の3市5町で構成されておりまして、企業団議員の定数は12名でありまして、内訳については、太田市が3名、館林市、みどり市が各2名ずつ、邑楽郡各町がそれぞれ1名ずつとなっております。

以上でございます。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認め、指名推選に決定いたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 3時42分)

再開 (午後 4時00分)

○小林武雄議長 再開いたします。

一部事務組合議員を指名推選いたします。

初めに、日程第5、邑楽館林医療企業団議会議員に、森田議員、尾澤議員を指名推選いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

日程第6、館林衛生施設組合議会議員に、市川議員、青木文雄議員を指名推選いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

日程第7、館林地区消防組合議会議員に、小野田議員、藪之本議員を指名推選したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

日程第8、群馬東部水道企業団議員に、小林議員を指名推選いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

ただいま各組合議会議員に当選されました議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 (午後 4時02分)

再開 (午後 4時35分)

○小林武雄議長 再開いたします。

○諸般の報告

○小林武雄議長 ここで諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○荻野剛史事務局長 それでは、議会構成が決定しましたので、お手元に配付した名簿ですが、構成表を読み上げたいと思います。

議会議長には小林武雄議員、副議長に小野田富康議員になります。

総務文教福祉常任委員会につきましては、委員長に森田議員、副委員長に尾澤議員、委員としまして市川議員、荒井議員、藪之本議員、小林武雄議員になります。

産業建設生活常任委員会については、委員長に亀井伝吉議員、副委員長に小野田富康議員、そのほか委員

として青木秀夫議員、延山議員、青木文雄議員、須藤議員になります。

予算決算常任委員会、こちらは12名全員が委員になりますが、委員長に森田議員、副委員長に市川議員になります。ほかの委員については全員ですので、読み上げるのを省略いたします。

議会運営委員会につきましては6名ですが、委員長に延山議員、副委員長に市川議員、委員として亀井議員、森田議員、青木文雄議員、藪之本議員になります。

一部事務組合の関係ですが、下の段になります。

邑楽館林医療企業団の議員につきましては、森田議員、尾澤議員の2名です。

館林衛生施設組合議員につきましては、市川議員、青木文雄議員の2名になります。

館林地区消防組合につきましては、小野田議員、藪之本議員の2名。

群馬東部水道企業団につきましては、小林議員1名というような構成になっております。

以上です。

○**小林武雄議長** 次に、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職・氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

諸般の報告を終わります。

○同意第1号 板倉町固定資産評価員の選任について

○**小林武雄議長** 日程第9、同意第1号 板倉町固定資産評価員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○**栗原 実町長** 本題に入る前に、議会の構成が行われたわけではありますが、約2週間弱手間取ったということもございました。今日は円満かどうかは分かりませんが、一つ一つ条例にのっとり皆さんのご同意を一つ一つ詰りながら、民主的な方法で決定されたというふうに理解をいたしておきまして、そういう意味では、これからの議案がまさに議会の皆さん方に真剣に議論をしていただく、あるいは審議をしていただくものになるわけでありまして、したがって、同意案件から何本かの議案があるわけではありますが、早速審議をお願いをしたいと思っております。

議長から指定のように、まずは同意第1号 板倉町固定資産評価員の選任についてということでありまして。本案につきましては、地方税法第404条第2項の規定により、固定資産を適正に評価できる者として議会の同意を得て、税務課長を選任してきたところでございます。ずっとです。

税務課長の職にあった高瀬利之氏が過ぎし令和5年3月31日をもって定年退職をするにより、税務課長の職を退きましたので、新たに税務課長となった栗原正明氏を選任したく、議会の同意を求めます。

以上、よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。これについては私が申し上げたとおり、以上でも以下でもございませぬので、改めて課長の説明は予定をいたしておきません。なお、予定をいたしませんけれども、質問があれば質問をされても結構ですが、基本的には人事案件ということで、この職にある者がずっと評価員の一人になっているということも含めて、ご審議の対象としていただければよろし

いかと思います。よろしくお願ひします。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

これより同意第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願ひします。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

○承認第2号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部を改正する条例）

○小林武雄議長 日程第10、承認第2号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部を改正する条例）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、承認第2号ということで、既に専決処分をさせていただいた事項の承認を求めるものであります。

内容につきましては、板倉町税条例の一部を改正する条例ということであります。

本案につきましては、令和5年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、板倉町税条例を準じて改正をする必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容につきましては、地方税の統一QRコード導入に伴う納付書の様式追加、あるいは2番目に、個人町民税における肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限の延長、続いて、固定資産税における先端設備等に係る固定資産税の特例措置の創設に伴う地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の規定の削除、さらには営業用乗用軽自動車に係る軽自動車税におけるグリーン化特例措置の適用期限の延長、あるいは個人町民税における優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の延長、その他所要の規定の整備となっております。上位法であります地方税法等の改正に伴って改正をするものであります。

総じて適用者に対する軽減措置が図られているもの、時代の流れに沿って経済等の厳しさから、軽減措置が図られているものというふうに私自身は理解をいたしております。

以上、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いをいたします。これについてもただいま申し上げたとおりでありますので、担当課長の説明は用意をいたしておりません。よろしくご審議をお願いいたします。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより承認第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

○承認第3号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○小林武雄議長 日程第11、承認第3号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 引き続き、承認第3号ということで、同じく専決処分事項の承認をお願いしたいということでもあります。

内容については、板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということでもあります。

本案につきましても、令和5年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に国より法律を公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、板倉町国民健康保険税条例を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に令和5年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

主な改正内容については、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ、あるいは均等割、平等割の5割低減、2割軽減判定所得の算定基準の引上げ、その他所要の規定の整備となっており、上位法であります地方税法等の改正に伴う改正ということでございます。

同じような内容でございますが、以上、よろしくご審議の上、ご承認をいただきますようお願いいたします。担当課長の説明は、同じく用意をいたしておりません。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより承認第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されました。

○会議時間の延長について

○小林武雄議長 ここでお諮りします。間もなく17時となります。17時を過ぎても会議を延長することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 会議時間を延長します。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 4時49分)

再 開 (午後 4時50分)

○小林武雄議長 再開いたします。

○承認第4号 専決処分事項の承認について（令和5年度板倉町一般会計補正予算（第1号））

○承認第5号 専決処分事項の承認について（令和5年度板倉町一般会計補正予算（第2号））

○小林武雄議長 日程第12、承認第4号 専決処分事項の承認について（令和5年度板倉町一般会計補正予算（第1号））及び日程第13、承認第5号 専決処分事項の承認について（令和5年度板倉町一般会計補正予算（第2号））を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、承認第4号及び第5号につきまして、一括して説明をさせていただき、ご承認をいただければと思います。

初めに、承認第4号 専決処分事項の承認についてをご説明申し上げます。本案は、令和5年4月10日付にて専決処分を行った令和5年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について、承認を求めるものであります。

本補正予算につきましては、第1回目の補正予算であり、歳入歳出予算の総額に4,590万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億7,590万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に4,590万1,000円、繰入金に3,000円を追加し、歳出につきましては、衛生費に4,590万4,000円を追加をするものです。

今回の補正の理由ですが、令和5年3月7日に国から新型コロナウイルスワクチン接種の実施時期等が示

されたわけであります。これを受け、必要経費を予算化したものであります。実施時期が示されたのが3月であったため、令和5年度当初予算への計上が難しく、接種開始時期が5月とされていることから、早急な対応を要するため、専決処分を行ったものでございます。

次に、承認第5号 同じく専決処分事項の承認についてをご説明いたします。本案は、令和5年4月20日付にて専決処分を行った令和5年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について、同じく承認を求めるものであります。

本補正予算につきましては、今年度2回目の補正予算であり、歳入歳出予算にそれぞれ828万4,000円を追加し、予算の総額を58億8,418万8,000円とするものです。

歳入につきましては、国庫支出金に828万4,000円を追加し、歳出につきましては、民生費に同額の828万4,000円を追加をするものです。

今回の補正の理由でございますが、令和4年度末に低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することを国が決定をいたしました。実際の支給については市町村が実施することから、その給付金と事務費について予算化したものであります。4月10日に国から、可能な限り5月までに支給を開始するようというスケジュールが示されたことから、次の議会まで待ってられないというようなことで専決処分を行ったものであります。

以上、承認第4号及び承認第5号を一括してご説明をいたしました。よろしく審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。改めて、この2件についても担当課長の説明は予定はいたしておりません。

○**小林武雄議長** 説明が終わりました。

初めに、承認第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○**小林武雄議長** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○**小林武雄議長** 討論を終結いたします。

これより承認第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○**小林武雄議長** 起立全員であります。

よって、承認第4号は原案どおり承認されました。

次に、承認第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○**小林武雄議長** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○**小林武雄議長** 討論を終結いたします。

これより承認第5号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、承認第5号は原案どおり承認されました。

○閉会中の継続調査、審査について

○小林武雄議長 日程第14、閉会中の継続調査、審査についてを議題とします。

この件については、会議規則第73条の規定により、議会運営委員長からお手元に配付いたしました文書表のとおり申出がありましたので、閉会中の継続調査、審査に付することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 異議なしと認め、委員長の申出のとおり決定いたしました。

○町長挨拶

○小林武雄議長 以上で議事の全部が終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 冒頭、先ほど申し上げましたが、臨時会の本来1日で終わるべきものが、期間では約12日、実質審議は2日ということで、今日の一日は皆様方にとっても長い一日だったろうなという、時間を見ますと、そんな感じがいたしております。お疲れさまでございます。

町として、5名の議員の欠席で始まり、開催、進行された状況を法的な観点から分析をいたしてありまして、その結果として地方自治法及び板倉町議会会議規則第59条に明らかに違反の過程と、そういう経緯が見られましたので、これは逆にそれを見逃すことは、町長そのものがいわゆる懲罰をされる可能性もあるということも含め、私の職員でやむを得ないという、やらなくてはならないということもありまして、何年前かに1回再議をお願いをしたことありますが、町長の権力一つの再議を行うというようなことで、再議をさせていただく法的措置を取らせていただいたところでございます。それらを含めて審議をいただき、本日は前期2年間だろうと推測をしておりますが、議会構成を中心に、ただいま5本の議案をご審議をいただき、全議案原案どおりご承認いただきましたことについては、町としてもありがたく思っております。

さて、紆余曲折あったようではありますが、新議長に小林議員、副議長に小野田議員が、さらにはその他の常任委員会、ほか議会運営委員会、あるいは一部事務組合特別委員会等々の所属、あるいは役職等の配置も完了されたようであります。喜ばしいことと思っております、それぞれの分野で町民を代表して、特にほかの自治体とまじって審議をする場が一部事務組合等々もあるわけでありまして、ぜひ前も申し上げましたが、知らなかったとか用があったとかということで欠席をなされたりすれば、即座に板倉町の姿勢が問われますし、しっかりとした意見を述べていただくことを町長として、そういった場合には期待するところでありまして、そういった場合には私のほうは、私を含めた一部事務組合という管理者が館林の市長の提案

ということで、それを我々は補佐する立場ですから、もちろんある意味では対面にあるわけでありまして。対立をするのではないです。いわゆる批判をいただいたり意見をいただく立場と、我々物事を提案をする立場になるわけでありまして、そういう意味ではそういう立場にありながら、各町の2名、1名集められた議員さんがしっかりと意見を述べる、そういった中において板倉町の議員さんの資質も、勉強の度合いも含め、述べられ比較されますので、そういったことも含め、特に新人議員さんには集中的にまずは今日決められた所属組合の守備範囲をマスターしていただく、持ち合わせの高い知見に加えて、町民代表たる見地から十分に全力を挙げて、休会中のただいま審査と休会中のやるべきことも、研究活動からいっぱい皆様が自ら決められたわけでありまして、それらも調査活動も含めやっけていただいて、一般質問や質疑につなげていただくことが義務になっておりますので、そういった点はよろしくをお願いをしたいと思います。活発な活動をお願いをいたしますとともに、議長以下、ぜひ一団となってということは、口で言うのは簡単ですが、みんな議員個人個人1人の考え方もありますし、最大公約数でまとまっていたかかないと、一人一人の意見を何十回言っても、1人の意見ということで捉えますので、最低過半数の意見が同調された意見はもちろん尊重します。でも、1人の意見でもごもつともだなどという少数意見に対しては、できるだけ我々も尊重していくという姿勢は、もう私も15年町長やっておりますが、他の首長に負けない面でのそういった面は持っているつもりでありますので、そこら辺をぜひ踏まえた上で、まずは任期の2年間、あるいは4年間よろしくをお願いを申し上げたいと思います。

今まで同様、議論を積極的あるいは建設的にやってきたという前任者の皆さんも含め、そういった経緯もありますから、議論は議論として重ね、議場の外を出たらお互い友達同士というようなことも含めて、憎み合うことなく、そういった形でやっけていただくことがよろしいかなというふうには考えますが、人間感情も持っておりますし、いろいろありますから、できるだけそういった形で踏まえた上でよろしく4年間をお願いをしたいと思います。

いよいよ本格的な6月定例会も1か月弱となっております。田植から小麦の収穫、そして露地野菜、ハウス野菜の終盤と、農業面でいえば農繁期はまだ続いていくわけでありまして。農業でなくても、きっとそれぞれの商売、あるいは勤め等々も含め、山あり谷ありの忙しさの中でもあるだろうと思っておりますので、ちょうど梅雨の期間とも重なり、体調の維持管理も難しい状況にもなるわけでありまして、ぜひ自らの健康管理、あるいは体調にご自愛をいただいて、寒暖の差が大きい時期でもありますので、ぜひそういったことを含めて、自ら代表者としての資質を磨き、公正公平ということも、今日きっといろいろ公正公平さを闘いをした中でありまして、それも自分の考え方と違う面もいっぱいあったかもしれません。我々もテレビですと見えていますから、どなたがどういう意見を述べたかということも承知をいたしております。そういう流れの中で、いわゆる自分の意見と違う場合でも、時には多数で認めざるを得ないとか、いろいろそういった議会のルールに伴って、ぜひできるだけ意見を一致して、町民のためにご指導とご協力と活躍を期待するものであります。お疲れのところでありました。大変ありがとうございます。

今日は、ただいまの審議に全会一致でご承認いただきました。感謝を申し上げながら、6月のまた定例会には全員でお会いできますよう、心から期待を申し上げてご挨拶といたします。大変ありがとうございます。

○閉会の宣告

○小林武雄議長 以上をもちまして令和5年第1回板倉町議会臨時会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉 会 （午後 5時06分）